

大雪山国立公園管理運営計画書

2024（令和6）年4月
北海道地方環境事務所

目 次

1. 管理運営計画作成の経緯	1
2. 大雪山国立公園の概況	2
(1) 風致景観及び自然環境並びに利用の概況	2
1) 大雪山国立公園の価値と歩み	2
ア 大雪山国立公園の価値	2
イ 大雪山国立公園の歩み	3
2) 現状と課題	4
ア 大雪山国立公園に影響を与える自然的・社会的環境の変化	4
イ 大雪山国立公園の課題	6
(2) 公園計画の概況	9
3. ビジョン	12
4. 管理運営方針	13
(1) 大雪山の自然環境が守られ、より豊かになった国立公園	13
1) 山岳地域—大雪山グレードに応じた保全	13
2) 山麓地域—多様な景観要素の保全	13
(2) 魅力を活かし、質の高い利用体験ができる国立公園	13
1) 山岳地域—大雪山グレードに応じた管理と利用	13
2) 山麓地域—利用体験の質の向上	13
(3) つながっていく国立公園	14
1) 来訪者に向けた情報発信	14
2) 大雪山国立公園に関わるすべての人々に向けた価値の発信	14
(4) みんなが協働して管理運営する国立公園	15
1) 協働型管理運営体制の維持	15
2) 管理運営への利用者の参加、周辺地域との連携	15
3) みんなが学び成長し、将来世代へ引き継ぐ国立公園	15

5. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	16
(1) 広大な山岳景観	16
1) 保全すべき風致景観及び自然環境	16
2) 保全方針	16
3) 取組事項	16
4) 指導事項、遵守事項	16
(2) 連続する自然林生態系	17
1) 保全すべき風致景観及び自然環境	17
2) 保全方針	17
3) 取組事項	17
4) 指導事項、遵守事項	17
(3) 峡谷、柱状節理、湖、滝、温泉など多様な景観	17
1) 保全すべき風致景観及び自然環境	17
2) 保全方針	17
3) 取組事項	17
4) 指導事項、遵守事項	18
(4) 野生動植物種とその生息・生育環境	18
1) 希少野生植物等	18
ア 保全すべき風致景観及び自然環境	18
イ 保全方針	18
ウ 取組事項	18
エ 指導事項、遵守事項	19
2) 希少野生動物等	19
ア 保全すべき風致景観及び自然環境	19
イ 保全方針	20
ウ 取組事項	20
エ 指導事項、遵守事項	20
(5) 文化景観及び文化的事業	21
1) 保全すべき風致景観及び自然環境	21
2) 保全方針	21
3) 取組事項	21
4) 指導事項、遵守事項	21

6. 適正な公園利用の推進に関する事項	22
(1) 山岳地域	22
1) 登山道等施設の整備、維持管理	22
ア 登山道等施設の整備に関する事項	22
イ 登山道等施設の維持管理に関する事項	23
2) 登山道等施設の適正な利用	23
ア 登山道以外への立入り	23
イ 野営	24
ウ ヒグマその他動物対策	24
エ 登山道等の荒廃防止、快適利用の確保のための利用マナー	26
オ 野外へのし尿排泄	27
カ ペット類の持ち込み	28
キ ドローン（無人小型航空機）の適正利用	28
ク 登山道の自転車利用、車馬動力船等の利用	29
3) 地域ルール	30
ア 取組事項	30
イ 指導事項、遵守事項	30
4) 登山者の安全確保	30
ア 火山活動	30
イ 有毒ガス地帯	30
5) 情報発信	31
ア 大雪山国立公園の価値の発信	31
イ 登山情報の発信	31
6) 冬期間の利用	31
ア スノーモビル	31
(2) 山麓地域	33
1) 利用施設の整備、維持管理	33
ア 利用施設の整備に関する事項	33
イ 利用施設の維持管理に関する事項	34
2) 利用施設の適正な利用	34
ア 公園利用マナー	34
イ ヒグマ、エゾシカその他動物対策	35
3) 地域ルール	36
ア 取組事項	36
イ 指導事項、遵守事項	36
4) 利用者の安全確保	36
ア 峡谷など落石発生箇所の利用	36
5) 情報発信	36
ア 大雪山国立公園の価値の発信【再掲】	36

イ 利用情報の発信	37
7. 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項 38	
(1) 公園事業取扱方針 38	
1) 共通事項 38	
2) 集団施設地区 44	
ア 層雲峠集団施設地区 44	
イ 勇駒別集団施設地区 46	
ウ 糸平集団施設地区 48	
3) 単独施設 50	
4) 道路 59	
ア 車道 59	
イ 自転車道 63	
ウ 歩道 64	
5) 運輸施設 71	
(2) 許可、届出等取扱方針 73	
1) 特別地域 73	
2) 普通地域 79	
8. 国立公園関係者の連携体制等に関する事項 80	
(1) 地域の関係者の連携－協働型管理運営体制の維持 80	
1) 大雪山国立公園連絡協議会 80	
2) 関係省庁、自治体等との施策の連携 81	
3) 研究者その他関係者との連携 84	
(2) 利用者と管理運営主体との連携－管理運営への利用者の参加 84	
(3) 大雪山国立公園と周辺地域との連携 85	
9. その他及び参考事項 86	
(1) 管理運営計画の見直し 86	
(2) 関係資料 86	

関係資料

- 資料 1 法令に基づき保護されている植物等（5.（4）1）関係）
- 資料 2 法令に基づき保護されている動物等（5.（4）2）関係）
- 資料 3 野営指定地位置図（6.（1）2）イ関係）
- 資料 4 大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言（6.（1）2）オ関係）
- 資料 5 特に風致景観保護の必要性が極めて高い地区（7.（1）1）の4.（1）関係他）
 - 資料 5－1 層雲峠地区
 - 資料 5－2 吹上温泉
 - 資料 5－3 天人峡温泉
 - 資料 5－4 然別湖周辺
- 資料 6 大雪山国立公園糠平スキー場事業取扱要領（7.（1）3）関係）
- 資料 7 大雪山国立公園の特別地域における行為の許可基準の特例（7.（2）関係）
 - 資料 7－1 糠平地区（平成12年環境庁告示第48号）
 - 資料 7－2 然別湖畔地区（平成14年環境省告示第41号）
- 資料 8 大雪山国立公園内の法面緑化方針（7.（1）、（2）関係）

1. 管理運営計画作成の経緯

本管理運営計画は、「国立公園管理運営計画作成要領」（令和4年4月環自国発第22040113号）に基づき、総合型協議会である大雪山国立公園連絡協議会を活用し作成したものです。

2020（令和2）年6月に同協議会で決定した大雪山国立公園のビジョンを踏まえ、同11月に、同協議会の下に管理運営計画検討作業部会を設置し、2020（令和2）年12月から2021（令和3）年12月にかけて計3回の作業部会を開催し、そこで意見を反映し作成しました。

特に、大雪山国立公園連絡協議会に参加する地域の関係者が、大雪山国立公園ビジョンを実現するため、本管理運営計画に基づき協働して大雪山国立公園の管理運営にあたる必要があるため、作業部会の間にも、意見を聞く機会、調整する機会を設けて関係者の意見を十分反映するよう努めました。

その後、2023（令和5）年8～9月にパブリックコメントを実施し、2023（令和5）年12月に作成しました。

2. 大雪山国立公園の概況

(1) 風致景観及び自然環境並びに利用の概況

1) 大雪山国立公園の価値と歩み

ア 大雪山国立公園の価値

大雪山国立公園は、北海道の中央部に位置し、広大で原生的な山岳景観を有する日本最大の山岳公園で、富良野市、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、南富良野町にまたがる表大雪地域と士幌町、上士幌町、鹿追町及び新得町にまたがる東大雪地域から構成されています。

広大な山岳景観は、中生代に海底に堆積¹した日高累層群が隆起し、その上に、新生代（主に第四紀）の火山活動により溶岩や火碎流が噴出して広大な高地が形成された²ことによるものです。この高地は表大雪地域、東大雪地域に共通する基盤ですが、表大雪地域では火山噴出物が厚く堆積したため広大で平坦な高山帯が形成され、東大雪地域では多くの樹海が形成されました。

また、山岳景観が広大であるため、その中に含まれる景観要素の多様性も際立っています。現在も噴煙を上げる旭岳や十勝岳などの活火山、十勝三股をはじめとする大きなカルデラのほか、大雪山の名にふさわしく多くの降雪や雪氷現象、周氷河地形などが見られます。エゾオヤマノエンドウ、ホソバウルップソウなど大雪山の固有種を含む高山植物のお花畠のほか、高層湿原も各地に見られます。ヒグマやナキウサギなどの哺乳類、ウスバキチョウ、アサヒヒョウモンなどの高山蝶をはじめとする昆虫など多種多様な動物が生息しています。森林は、針広混交林、針葉樹林帯、ダケカンバ帯、ハイマツ帯が垂直に分布し、各地の利用拠点では、峡谷と柱状節理、湖、滝、温泉が見られます。

さらに、これらの景観要素には国際的な観点からも特徴あるものがあります。例えば、大雪山は周氷河地形が大規模に残された場所の南限であると考えられ、また、カムチャッカ半島、東シベリア、千島列島といった各地に成立する北方林が大雪山では同所的に見られます³。

大雪山国立公園の山麓部には、多くの温泉が湧いています。それぞれの開湯の歴史を背景として独特な温泉地の景観が形成され、国立公園の利用拠点となっています。温泉に入ることで、大雪山国立公園の火山活動を感じながら、保養を楽しむことができます。また、高山帯には登山道が整備されており、風景探勝や登山を通じてこれらの広大で原生的な山岳景観を体験できます。

このように、大雪山国立公園は生物多様性、生態系、地形・地質、利用、文化のいずれについても優れた価値を持ち、多様な観点からも高い評価を得ています。大雪山は、学術上の貴重性の観点から国の特別天然記念物に指定され、森林保護上の重要性の観点から森林生態系保護地域が設定されています。また、地形・地質の観点からは、

¹ これらの堆積はおよそ1億4000万年前（日本シームレス地質図
<https://gbank.gsj.jp/seamless/download/downloadIndex.html>）。

² これらの堆積はおよそ500万年～100万年前（小疇・野上ほか編 2003「日本の地形2 北海道」東京大学出版会 p118,129）。

³ 沖津進 2002『北方植生の生態学』古今書院

とかち鹿追ジオパーク（及び十勝岳ジオパーク）が日本ジオパークに認定⁴されたほか、文化の観点からは、大雪山を含むストーリーが「カムイと共に生きる上川アイヌ～大雪山のふところに伝承される神々の世界～」として日本遺産に認定⁵されました。

2003（平成15）年には世界自然遺産の候補地の選定の検討対象となり、顕著な価値があるとの意見（環境省・林野庁による平成15年世界自然遺産候補地に関する検討会）もあったほか、大雪山国立公園を含む各地で様々な枠組みへの認定、登録に向けた取組が進められています。これらの動きそのものも、国立公園の優れた価値のあらわれであると言えます。

イ 大雪山国立公園の歩み

大雪山国立公園は1934（昭和9）年に指定されましたが、大雪山が有する価値を発掘して活かす取組は、それ以前から行われてきました。

国立公園制度ができる遙か以前の1911（明治44）年、当時の愛別村長、太田龍太郎が現在の層雲峡を「靈山碧水」と名付けて国立公園として経営すべきとの建白書（意見書）「石狩川上流靈域保護国立公園経営の件」を逓信大臣⁶に送付したのが最も古い記録です⁷。また、1924（大正13）年には実業家や小泉秀雄等の研究者が中心となり大雪山調査会が結成され、植物や地質等に関する学術研究が大きく進展しました。その成果をもとに利用者向けの登山案内書やパンフレットが作成され、高山植物保護地域の設定運動等が行われました。

大雪山国立公園は、日本の中で先駆けて、自然資源の価値を科学的に明らかにし、保全を図ってきた特色ある地域であることを改めて認識する必要があります。

第二次世界大戦後約60年間は、戦後の復興、高度経済成長、その後のバブル経済等を背景として、大雪山国立公園内においても、観光をはじめとする産業と自然保護との調整が大きな課題となった時代でした。

大雪山の裾野はエゾマツやアカエゾマツを中心とする森林で覆われていました⁸が、1954（昭和29）年の洞爺丸台風は大雪山に甚大な被害をもたらしました。これを機に風倒木の搬出、処理等によって林業が急速に隆盛し、風倒地以外での伐採も進みました。こうしたことによって、森林の蓄積量は半分以下となり、またトドマツが多くなるなどかつての森林とは異なる林相に変化しました⁹。また、硫黄等の鉱物資源の採

⁴ 日本ジオパーク委員会により、とかち鹿追ジオパークは2013（平成25）年12月に認定、十勝岳ジオパークは2021（令和3）年10月に認定。

⁵ 大雪山を最も神々の国に近く、自然の恵みをもたらす、カムイミンタラ～神々の遊ぶ庭～として崇拜してきたことを含むストーリーで、文化庁により2018（平成30）年5月認定。

⁶ 通信および海運などに関する業務を掌つた。

⁷ 笹川良江編・太田龍太郎著 2004『「大雪山国立公園」の生みの親 太田龍太郎の生涯—復刊「靈山碧水」—』北海道出版企画センター

⁸ 北海道1975「大雪山自然生態系総合調査 中間報告（第1報）—十勝川流域—」p34、同1976「大雪山自然生態系総合調査 中間報告（第2報）—石狩川流域—」p180

⁹ 石狩川源流域においては、風倒跡に成立した森林は、風倒前の優占種であったエゾマツやアカエゾマツに代わり、トドマツが優占する林分やカンパ類やヤナギ類が優占する林分となっており、また、材積も、風倒被害を受けていない原生保護林の材積（620 m³/ha）と比べて20～55%となっているという（北海道森林管理局2015「石狩川源流森林総合調査（第4次）報告書」p7-8,27-28）。被害率が石狩川源流域より低かった十勝川源流域においても、十勝川源流部原生自然環境保全地域の林分が400 m³/haの材積を有しているのに対し、その周辺の林分の材積は200 m³/ha未満となっているという（長池卓男・久保田康裕 2000「自然保護区管理と森林施業—大雪山国立公園を事例に—」遺伝54巻9号,p59）。

掘、農業、生活用水等の確保のためのダム建設、観光道路の建設、電源開発（設備の建設のほか資源調査を含む）等の計画が進みました。

一方で、自然保護運動の盛り上がりにより大雪山国立公園の価値に及ぼす影響が著しい建設計画は中止されました。

21世紀に入り持続可能な社会の構築が社会全体の課題となりました。

2006（平成18）年には全国の国立公園に先駆けて、原生的な雰囲気の有無など、自然環境に合わせて登山体験を享受できるような登山道の整備や維持管理を目指した、登山道の管理水準が定められました¹⁰。管理水準は、登山道の自然条件や利用状況をもとにした5段階の利用体験ランク（現在の大雪山グレード）と、登山道の保全上の課題の程度を4段階に分けた保全対策ランクから構成されています。

2007（平成19）年に策定した大雪山国立公園管理計画では、重要な自然環境を厳正に保全しつつ体験するために必要な利用空間を確保して自然とのふれあいを増進するといった、保護と利用をバランスよく両立させるワイスユースの考え方方が打ち出されました。

また、この頃から表大雪地域の一部を中心として携帯トイレを普及する取組が始まりました。この動きは、2018（平成30）年には大雪山国立公園連絡協議会と道内の山岳関係18団体が共同で「大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言」を発出することに結実し、官民が連携して大雪山国立公園全体で携帯トイレを普及する方針が対外的に発信されました。「大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言」により、これまで大きな問題となっていたトムラウシ南沼野営指定地や美瑛富士避難小屋周辺に携帯トイレブースの増設や新規設置が行われたほか、関係団体が協力して行う維持管理や普及啓発に向けた動きが進んでいます。

本格的な少子高齢化、人口減少社会を迎える中で、自然環境保全をはじめとする環境問題は、経済や社会の課題と相互に密接に関連し、複雑化しています。大雪山国立公園では2007（平成19）年に策定された管理計画の考え方を継承しつつも、今後の管理運営においては、地域社会の課題解決に国立公園が寄与するといった発想のもとで関係者が連携していくことも重要となっています。

2) 現状と課題

ア 大雪山国立公園に影響を与える自然的・社会的環境の変化

（ア）気候変動

人間活動の拡大に伴う温室効果ガスの排出により、気候変動が生じ、気温が上昇し、また、極端な降水や熱波が頻繁に発生する可能性も非常に高くなっています。大雪山国立公園では、高山植生の生育適地の減少、紅葉の色づきの低下、山岳地域での降水量の増加、ササや亜高山帯森林植生の拡大が予測されています。

これにより、紅葉の色づきの低下による観光への影響や、降水量の増加による

¹⁰ 平成27年度改定。

登山道の侵食、荒廃の深刻化が懸念されます¹¹。さらに、近年、大雪山国立公園内でも局地的な集中豪雨により、登山口へアクセスする道が崩壊する被害も生じています。

また、暖冬の影響によりエゾシカの分布が拡大し、大雪山国立公園の高山植生についても、採食や踏圧による植生や景観の変化が見られています。

(イ) 人口減少と高齢化、ライフスタイルの変化及び価値観の多様化

大雪山国立公園関係市町の多くで人口は減少傾向にあるとともに高齢化が進み、人手不足が生じています¹²。国立公園に関する NPO や地域活動団体、観光、交通等の業界でも同様で、特に施設の維持管理を行う関連業界（例えば、建築、土木、電気等）で担い手不足が深刻です。

ライフスタイルの変化と価値観の多様化はレジャーの多様化ももたらしました。

余暇活動の参加人口のうち、国内観光旅行は 2011（平成 23）年以降連續して 1 位であるものの、その数は減少しています。一方、余暇活動の内容は多様になっています¹³。旅行形態についても、団体旅行から個人旅行へ変化し、個人の嗜好に合ったスタイルに変化しました。

ライフスタイルの変化や価値観の多様化の背景には、近年の情報通信技術の急速な進展もあると考えられます。利用者は旅行や登山に必要な情報の多くをスマートフォンから得るようになります。

例えば、温泉地に団体で宿泊して景勝地を探勝する旅行形態を前提としてサービスを提供する宿泊施設や事業者は苦戦する一方、その場所でしか見られない特色のある資源を発掘して活用した特定の地域が SNS 等で話題になり、その地域の旅行者数だけが伸びるという二極化の状況も生じています。

また、ドローンなどの無人航空機（UAV、以下「ドローン等」という。）の小型化により、調査研究や趣味で活用できる機会が増加しています。

このように、近年の様々な情報通信技術の進展により、大雪山国立公園に関する情報の入手方法や利用方法も変化しています。

(ウ) 外国人利用者の増加

政府による観光立国実現に向けた取組を背景に、国立公園においても訪日外国人利用者の受け入れ強化を図ることとされ、その数を 2020（令和 2）年までに 1,000 万人にすることを目標とした「国立公園満喫プロジェクト」が 2016（平成 28）年に開始され、官民連携によるインバウンド対応の様々な取組が継続的に進められています。

北海道を訪れる外国人の数はこれまで年間 60～70 万人で推移していましたが、2013（平成 25）年に 100 万人を超え、2018（平成 30）年には初めて 300 万人を突破しました。

¹¹ 国立研究開発法人国立環境研究所「平成 29 年度生物多様性分野における気候変動への適応策検討業務報告書」（平成 30 年 3 月）

¹² 2014（平成 26）年に有効求人倍率が 1 倍を超えた。

¹³ 公益財団法人日本生産性本部 レジャー白書概要発表資料 2009～2018

破しました¹⁴。統計情報がある層雲峠地区においても、ここ数年で、外国人宿泊者数は年間 20 万人を越え、層雲峠ビジターセンターの利用者についても外国人が 3 千人程度から 6 千～7 千人に増加しました。山岳地域、山麓地域を問わず、数多くの外国人旅行者が大雪山国立公園に訪れるようになったといえます。山岳地域では冬期も含めた外国人利用者が増加する一方、遭難事故の増加が問題となっています。

政府は観光を我が国の基幹産業に成長させて観光先進国を目指す等¹⁵、観光政策を重視することとしており、今後もさらなる訪日外国人の増加が予想されます。

(エ) 感染症等をはじめとした社会情勢の影響等

2020（令和2）年2月以降、我が国においても新型コロナウイルス感染症が拡大し、大雪山国立公園の山麓地域では利用者が減少し、観光をはじめとする様々な産業に深刻な影響を与えています。一方、登山が感染の原因となる「3つの密」

（密閉・密集・密接）を避けながら楽しむことができるレジャーとして注目を集めた結果、初心者の増加など山岳地域の利用者層が変化しつつある中で、適切な利用の呼びかけや利用施設の感染防止対策等、管理運営上の対応も必要となりました。

これまでも、大雪山国立公園は、各地で生じた大規模な震災、北海道で生じた台風や豪雨災害により、利用者の減少などの影響を受けてきました。今後も、感染症を含めた予測できない様々な社会変動が頻繁に生じる可能性があります。

これらの社会変動は、大雪山国立公園の管理運営に関するすべての者にとってリスクである一方、新たな利用の創出などのチャンスを見いだせる場合があります。今後は、社会変動によって生じる負の影響を最小限に抑えつつ、大雪山国立公園が有する人々を惹き付け、来訪者を魅了する自然資源を最大限に活用していく考え方方が重要です。

そのため、大雪山国立公園の関係者は、社会変動があっても大雪山国立公園ビジョンを共通の目標として再確認しつつ、コミュニケーションを図りながら、大雪山国立公園が有する潜在的な魅力をさらに活かす方策を見出し、社会変動を乗り越えていくことが必要です。

イ 大雪山国立公園の課題

気候変動、人口減少と高齢化、ライフスタイルの変化、価値観の多様化、技術の進展、外国人利用者の増加といった自然的・社会的变化に対応し、次の課題を解決していく必要があります。

¹⁴ 北海道経済部観光局資料

¹⁵ 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議「明日の日本を支える観光ビジョン—世界が訪れたくなる日本へ—」(2016 (平成28) 年3月)

(ア) 山岳地域の荒廃等

①保全上の課題

i) 植生等の変化

大雪山国立公園では、気候変動を背景とした気温や積雪の変化、エゾシカの分布拡大、ササの拡大などにより、高山植物のお花畠が減少し、生物多様性への影響が懸念されています。

また、近年、外来生物法に基づく特定外来生物であるセイヨウオオマルハナバチが大雪山国立公園の高山帯で確認されることもあります。仮に定着してしまえば、在来のマルハナバチが駆逐され、高山植物の生育に大きな影響が出ること¹⁶が懸念されています。また、大雪山国立公園には延長約300キロメートルの登山道があります。登山者の踏圧や近年の局地的な集中豪雨などにより荒廃が進むと、登山道が拡幅したり、登山道外へ土砂が流出したりします。これにより、登山道沿いの高山植生が減少・衰退しています。登山者がし尿を排するため登山道から外れて歩くことでも、高山植生が衰退しています。

ii) 地形や土壤の侵食

登山者の踏圧や集中豪雨などにより荒廃が進み、登山道が拡幅したり、登山道外に土砂が流出したりすることにより、被植階状土をはじめとする周氷河地形が消失した場所も見受けられ、地形や土壤の侵食も課題です。

②利用上の課題

i) 施設の荒廃と老朽化

大雪山国立公園の登山道は、火山噴出物に由来することから脆弱であり、登山利用による一定の荒廃は避けられず、対策をせず放置すると荒廃が止まらない区間もあります。

登山道の管理水準においては、国立公園内の登山道の約75%が保全上の課題がある区間とされています。

荒廃した登山道は歩きにくく、利用体験の質の低下につながります。そして、登山者は歩きやすい場所を求めて登山道の脇を歩き、さらに登山道の拡幅が進むなど、自然環境保全上の課題と密接に関連しています。

また、老朽化した避難小屋については、一部において再整備や改修が進められていますが、登山利用を支える基盤施設として今後も計画的な整備が必要です。誘導標識等についても、盤面の文字等が消失するなど機能していない状況が見られるため、早急な改善が必要となっています。

ii) し尿の問題

トイレの無い野営指定地や避難小屋を中心として、野外のし尿処理が問題となっています。登山道から外れて植生帯へ踏み込むことによる自然環境保全上

¹⁶ 巣の乗っ取り等の直接的な駆逐以外にも、在来のマルハナバチの繁殖の阻害、盗蜜による高山植物の種子生産や繁殖の阻害の可能性がある（北海道地方環境事務所「大雪山高山帯におけるセイヨウオオマルハナバチ防除の考え方」（平成30年2月））。

の課題があるほか、排泄物やトイレットペーパーが放置されることによる景観の悪化や利用体験の質の低下が生じています。

iii) 情報提供

大雪山国立公園では、特に誘導標識や案内板の多言語表記が不十分であり、外国人利用者の利用に問題が生じています。また、登山利用に関する情報を集約して発信する必要性が増してきています。近年、日本人、外国人を問わず、多くの登山者が情報を得ているスマートフォンを通じて大雪山国立公園の登山道に関する基礎的な情報を、実際に現地へ来る前に多言語により得ることができます。

iv) 利用者間、利用者・管理者間で生じる問題

ドローンなど近年進展している新しい技術は、これまで山岳地域で利用されたことはないため、原生的な自然環境になじまないと考える利用者に不安や不快感を与え、利用者間でトラブルになる場合があります。また、大雪山国立公園における利用のルールやマナーに対する理解が不十分な利用者が、登山道を外れて歩く、野営指定地以外にテントを張るなどの行動をとり、管理者との間でトラブルになるケースも生じています。

これらの①保全上の課題と②利用上の課題は、国立公園の問題であるばかりか、地域社会としての課題でもあります。例えば、登山道の荒廃、施設の老朽化、し尿の問題は、地域の観光資源の劣化とも言えますし、また、これらにより登山者数が減少することは、各市町の観光客の減少につながります。山岳地域の荒廃がさらに進行すれば山麓での湧水を活用した取組等もイメージダウンして地域の産業にも影響が及ぶ可能性があります。

これらの課題に十分対応できない理由は、社会の人口が減少して高齢化するなど時代が変化していく中で、公共事業も削減され行政において予算や体制を確保することが困難になってきており、これまで維持管理の担い手となってきた山岳会の会員の高齢化による担い手不足などが原因と考えられます。

一方、大雪山国立公園の利用に関する調査では、協力金の支払いについて積極的な意思を有している利用者が一定程度いることが明らかになっています¹⁷。また、大雪山に繰り返し訪れ、登山道の補修や維持管理、清掃活動を行うイベント等にも参加するような大雪山のファンが増えてもいます。

利用者の参加・協力には、協力金・寄付金など任意で自主的な金銭の協力と、ボランティア作業など任意で自主的な労力の提供があります。

大雪山国立公園の維持管理のために参加・協力したい人がお金や労力を提供するなど、多様な課題に対応するための新たな発想が必要です。

¹⁷ 平成 28 年度大雪山国立公園協働型管理体制検討業務報告書 p75-76、平成 30 年度大雪山国立公園自動車利用適正化対策業務報告書

(イ) 利用拠点の低迷

①体験型利用の取組

利用者数が減少して事業者の経営が行き詰った結果、廃屋が増えるなど、利用拠点が低迷していることも大きな課題です。大雪山国立公園の従来の景勝地の多くが閑散としています。

その原因として、各利用拠点で旅行形態の変化に応じた対応が模索されているものの、近年の旅行形態の変化に未だ十分に対応しきれていないことが考えられます。

近年、団体で自然の景勝地を周遊するスタイルから大きく変化し、旅行は個人の嗜好にあわせて行われ、その楽しみ方も、遊べる、学べる、癒されるといった体験できるもの（コト消費）が人気で、旅行先で見る対象も、その土地でしか見られないものであるのか、“本物”であるのかという点が重視されます。これらに加え、旅行者がスマートフォンで写真を撮り SNS で発信したくなるような見栄えも重要となってきます。

そのため、既存の景勝地を再評価し、活かしきれていない観光資源を発掘し、それらがなぜこの土地でしか見られないのかなどのストーリーを整理、磨き上げた上で発信し、旅行者に体験をしてもらい満足感を得ていただくことが重要です。景観要素が際立って多い大雪山国立公園であれば、十分に可能と考えます。

②情報提供

体験型利用の取組を行う前提として、旅行前に人に情報を届けることや、利用者が現地を訪れた際に対象地や体験活動にアクセスするための情報発信が必要です。さらに、大雪山国立公園を訪れてからも、ビジターセンターや宿泊施設、野外の案内板等、近年増加する外国人旅行者が満足できる、多言語による適切な表示を含む情報提供が必要です。

(2) 公園計画の概況

大雪山国立公園の風景形式は、溶岩台地等の上に火山が噴出する地形を基盤とし、高山帯生態系から自然林生態系が連続して広がる風景です。

当該風景形式の中でも、本公園の風景は、地形の基盤となる溶岩台地等が標高の高い地域に極めて大規模に広がるため、その上に噴出する火山の数も多くなり、また、高標高地にある高山帯生態系の高山植物（湿原植物・雪田植物等を含む）から低標高地にある自然林生態系の針葉樹林帯や針広混交林の自然植生までが連続して広大に広がるため、規模の大きさ（雄大さ）、原生性、偉大さ、美しさの観点から我が国で傑出しています。さらに、連続する高山帯生態系及び自然林生態系については自然度も高く、高山帯生態系については、氷河期にシベリア、千島列島、本州から多くの高山植物が移入して形成されたことから、その種類が非常に多彩となり、この点において

も原生性、偉大さ、美しさが傑出しています。本公園の傑出性の高い景観の特徴を簡潔に表現すれば「北海道の真ん中に広がる大屋根—カムイミンタラ神々の遊ぶ庭—」といえます。

以上から、「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定について」（平成25年5月17日付け環自国発第1305171号環境省自然環境局長通知）の別添「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定要領」に掲げる要件を満たし、国立公園として指定されています。

また、溶岩台地等、火山、高山帯生態系、自然林生態系から成る原生的で広大な傑出性の高い山岳景観を保全し、大雪山を畏敬や恐怖の対象としてきたアイヌ文化を踏まえつつこのような山岳景観を損なわないよう、層雲峠温泉、旭岳温泉、ぬかびら源泉郷等を主たる利用拠点として、登山、野生動植物の観察、景勝地巡り、自然散策、温泉入浴等を主な利用形態とした、適切な利用を推進するため、公園計画が定められています。

規制計画については、①大雪山、ニセイカウシュッペ山、十勝岳及びニペツツ山の各火山地形や石狩岳連峰の構造山地地形の頂稜部に分布する高山植物群落、②ハイマツ群落及び高層湿原等の原生的な自然景観を有する地域、③高層湿原・湿地性わい性アカエゾマツ群落等、④噴気・泥流跡等の火山現象を呈する地域、⑤柱状節理の峡谷・滝を有する地域を、特別保護地区に指定して厳正に景観を保護しています。

特別保護地区に準ずる景観を有する地域として、①すぐれた火山、山岳地形を有する地域、②原始性の高い景観を有する河川、天然湖沼及びその周辺地域、③柱状節理、構造土等特異な地形、地質を有する地域、④高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原、湿地性わい性林等のうち原生的な自然景観を有する地域、⑤高山植物等貴重な植物の自生地として貴重な地域、⑥すぐれた天然林を有する地域、⑦エゾナキウサギ、高山性鳥類、高山蝶等貴重な動物の生息地、もしくは繁殖地として貴重な地域、⑧噴気現象、温泉現象等特異な自然現象が生じている地域を、第1種特別地域に指定して現在の風致を極力維持しています。

第2種特別地域については、①良好な天然林、山岳、河川等、公園の景観構成上重要な自然景観を有する地域、②公園の主要利用地点からの主たる展望対象地域、③集団施設地区等公園利用拠点とその周辺地域、④主要公園利用道路（車道）沿線で周囲が第3種特別地域又は普通地域である地域、⑤現在一般のスキー利用（ツアースキーを除く。）がなされており、今後ともそれを認めることが適當な地域とし、現在の風致を維持するとともに、特に農林漁業活動については努めて調整を図ることとしています。

また、森林施業をはじめとする通常の農林漁業活動が風致の維持に大きな影響を及ぼすおそれがない地域については、第3種特別地域、そのほか、特別地域の周辺部で風景の保護を図ることが必要な地域を普通地域としています。

事業計画のうち利用施設計画については、規制計画により保護される傑出した景観を損なわない範囲で、また、大雪山国立公園を適切に利用する中で、利用者が傑出し

た景観を体感、理解する上で必要なものについて定めています。

主要な利用拠点である層雲峠温泉、旭岳温泉、ぬかびら源泉郷の3か所は、利用のための施設を集団的に整備する集団施設地区としています。また、大雪山国立公園の利用形態である、登山、野生動植物の観察、景勝地巡り、自然散策、温泉入浴等に対応した単独施設を設けています。道路（車道・自転車道・歩道）については、大雪山国立公園周辺地域から大雪山国立公園の利用拠点へ至る重要な道路、大雪山国立公園内の利用拠点間を移動する重要な道路について、景観探勝の要素も考慮に入れながら計画を定めています。

（※本項は、「大雪山国立公園指定書、公園計画書」（平成31年3月）をもとに作成。）

3. ビジョン

大雪山国立公園では、荒廃や低迷を食い止め優れた価値を守ること、課題を解決することで自然環境や生物多様性の状態、利用体験の質を現状以上に豊かなものとすることを目指します。これにより、みんなが大雪山国立公園を誇りに感じ、世界の人々を魅了する山岳国立公園にしていきます。

具体的には、次の（1）～（4）の姿を目指していきます。

このビジョンは、2020（令和2）年6月に、多様な地域関係者が参画する大雪山国立公園連絡協議会において検討が行われた上で、決定されたものです。

（1）大雪山の自然環境が守られ、より豊かになった国立公園を実現する

- 1) 山岳地域—大雪山グレードに応じた保全を進める
- 2) 山麓地域—多様な景観要素の保全を進める

（2）魅力を活かし、質の高い利用体験ができる国立公園を実現する

- 1) 山岳地域—大雪山グレードに応じた管理と利用を進める
- 2) 山麓地域—利用体験の質の向上を進める

（3）つながっていく国立公園を実現する

- 1) 来訪者に向けた情報発信を進める
- 2) 大雪山国立公園に関わるすべての人々に向けた価値の発信を進める

（4）みんなが協働して管理運営する国立公園を実現する

- 1) 協働型管理運営体制を維持する
- 2) 管理運営への利用者の参加、周辺地域との連携を進める
- 3) みんなが学び成長し、将来世代へ引き継ぐ国立公園を実現する

これらをひとことで表現すると、次のとおりです。

**まもり、活かし、つなげよう
みんなでつくる、世界を魅了する大雪山国立公園**

4. 管理運営方針

(1) 大雪山の自然環境が守られ、より豊かになった国立公園

1) 山岳地域—大雪山グレードに応じた保全

登山道の荒廃や登山者の踏み荒らしにより改変、消失した植生、地形や土壤を回復させます。また、気候変動やエゾシカの影響等による植生の変化を監視して、気候変動への適応に関する取組を検討します。これらについては、大雪山グレードに応じて原生的な自然環境が維持された地域から優先的に取り組みます。

また、セイヨウオオマルハナバチを始めとする外来生物の侵入、定着から、高山生態系を保全します。

これらにより、広大な原生的山岳景観、火山を基盤として広大さを形作る特徴的な地形と、その上に大規模に広がる生物多様性が守られた国立公園を目指します。

2) 山麓地域—多様な景観要素の保全

峡谷と柱状節理、湖、滝、温泉など、山麓地域の多様な景観要素を守り、特に利用施設から見える重要な景観要素については、その周辺の自然環境とともに良好な景観が確保された状態を目指します。

(2) 魅力を活かし、質の高い利用体験ができる国立公園

1) 山岳地域—大雪山グレードに応じた管理と利用

大雪山グレードに応じた登山道の管理により登山道の荒廃が解消され、周辺自然環境に調和した案内板、誘導標識等が整備され、野営指定地や避難小屋においては施設の更新と管理が行き届いた状態を目指します。

また、携帯トイレの普及、携帯トイレ関係設備の充実、既存の常設トイレの効果的な利用などにより、野外へのし尿排出をなくし、し尿の問題を解決します。

また、ドローンをはじめとする技術の進展等により新たな山岳地域における利用形態が生じ、利用者間又は利用者・管理者間で問題が生じるような時は、関係者間で対応を検討して解決し、快適に利用できる空間を維持します。

これらにより、大雪山グレードに応じた利用が行われ、大雪山の原生的で雄大な山岳景観を満喫できる状態を目指します。

2) 山麓地域—利用体験の質の向上

層雲峠温泉、愛山渓温泉、大雪高原温泉、旭岳温泉、天人峡温泉、白金温泉、吹上温泉、十勝岳温泉、トムラウシ温泉、然別湖、ぬかびら源泉郷、士幌高原などすべての利用拠点において、その場所に滞在することを主要な目的とする旅行者を増やします。

そのために、大雪山国立公園の資源（温泉、峡谷、湖、雪等の景観要素のほか、これらを眺望したり体験したりできる歩道、園地、乗り物、施設¹⁸等。）を、世界中で大雪山国立公園でしか体験できない“本物”を感じるストーリーを持つコンテンツに磨き上げ、SNSに発信したくなるような新たな体験の仕方を提案し、それを支える体制

¹⁸ 施設については国立公園の公園計画（利用施設計画）に位置付けられたものに限る。

を各利用拠点で整えます。

また、これら利用拠点の宿舎等施設の改修、更新にあわせ、省エネルギーの設備導入や地域の再生可能エネルギーの使用による温室効果ガスの削減、廃棄物の削減や資源の循環を促進することを通じて、大雪山国立公園の利用拠点が、地域循環共生圏¹⁹の中核としての役割を果たして自然と共生していくイメージ（付加価値）を付け、それを利用者に浸透させます。

これらにより、山麓地域の利用体験の質の向上を目指します。

（3）つながっていく国立公園

1) 来訪者に向けた情報発信

旅行や登山の準備段階において、大雪山国立公園に入ってから出るまでの間に必要な情報についてインターネット等を通じて、わかりやすく得られる状態を目指します。また、各利用拠点を中心としてネットワークを形成し、質の高い利用体験がいつ、どこで、又はどの施設にコンタクトを取ればできるかという情報が発信できる状態を目指します。

旅行者や登山者が実際に大雪山国立公園に来訪した際には、各施設等で必要な情報に接することができ、求める情報にアクセスしやすいよう、窓口や案内板やサインの表記が充実した状況を目指します。

また、増加する外国人利用者に対しても、必要な情報が多言語で発信されることを目指します。

情報発信を充実させることにより、利用者の満足度の向上だけでなく、山岳地域においては、遭難の減少や安全確保が実現します。

2) 大雪山国立公園に関わるすべての人々に向けた価値の発信

大雪山国立公園の持つ優れた価値、荒廃や低迷を食い止め課題を解決するための取組、目指す姿が実現した状態を、大雪山国立公園に関わるすべての人々に発信するとともに、日本国内さらには世界に発信し続けることで、大雪山国立公園の価値が理解され、共有された状態を目指します。

これにより、大雪山国立公園が地域の誇りとなるばかりでなく、世界の人々を魅了し何度も訪れてみたいと思う国立公園を目指します。

¹⁹ 「地域循環共生圏」とは、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方で、2018（平成30）年4月に閣議決定した第五次環境基本計画で提唱。

(4) みんなが協働して管理運営する国立公園

1) 協働型管理運営体制の維持

国立公園に関わる多様な立場の機関、団体が参画する協働型の管理運営体制を維持し、大雪山国立公園の目指す姿を実現する取組を進めます。

2) 管理運営への利用者の参加、周辺地域との連携

大雪山国立公園ビジョンは、大雪山国立公園の利用者、関係するあらゆる人々（みんな）と共有し、浸透させます。そして、みんなで目指す姿を実現するための取組を実施します。具体的には、大雪山国立公園の管理運営に参加・協力したい人がお金や労力を提供できる仕組みが整った状態を目指します。

また、大雪山国立公園周辺の旭川地域、帯広地域は、大雪山国立公園にアクセスする拠点です。国立公園外の地域から大雪山を見ると、雄大な山々が連なる素晴らしい景観を見ることができます。旭川地域、帯広地域などの地域も、大雪山国立公園にとって重要な地域であると考え、今後は、両地域との連携をさらに推進し、両地域においても大雪山国立公園の情報が発信される状態を目指します。

3) みんなが学び成長し、将来世代へ引き継ぐ国立公園

大雪山国立公園を取り巻く自然的、社会的環境は今後も急速に変化していくことが予想されます。今後の変化に柔軟に対応しながら目指す姿を実現していくためには、みんなが学び、成長していくことが重要です。

大雪山国立公園ビジョンを実現するために必要な具体的な取組を実施できる人材を育成する観点から、学びを支援する体制が整った状態を目指します。

みんなで、これらの目指す姿が実現した国立公園を、後世まで地域の宝として守り続け、将来世代に引き継いでいきます。

5. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項

本項では、風致景観及び自然環境の保全に関する事項を記載しています。「保全すべき風致景観及び自然環境」において、保全の対象とすべき風致景観及び自然環境を整理して明確にした上で、「保全方針」を定めています。

「取組事項」は、保全方針に従い、風致景観及び自然環境の保全に関して取り組むべき事項を明記しています。

「指導事項、遵守事項」は、大雪山国立公園の利用者、自然公園法に基づく行為許可の申請者等を対象として、保全方針に従い指導を行う事項です。また、大雪山国立公園の利用者等にとって、国立公園の利用にあたり遵守すべき事項として位置付けられます。なお、本項に基づき、環境省が利用者に対して指導を行う場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第6号に基づき、自然公園法の目的を実現するために実施する行政指導に該当します。

（1）広大な山岳景観

1) 保全すべき風致景観及び自然環境

大雪山国立公園の広大な山岳景観は、日高累層群の上に、火山活動により溶岩や火砕流が噴出して広大な高地（溶岩台地）が形成されたことによるものです。表大雪地域ではこれらの基盤の上にさらに火山堆積物が厚く堆積して広大で平坦な高山帯が形成され、活火山、周氷河地形（構造土、植被階状土等）、永久凍土が見られます。この周氷河地形・永久凍土環境は極めて大規模であり、日本の高山帯の中でも大雪山にしか存在しない貴重な地形もあることから重要です。とりわけ東大雪地域ではこれらの基盤に多くの樹海が形成され、カルデラ地形がみられます。これらが、大雪山国立公園の優れた価値の源泉となる風景の基本構成であり、保全すべき風致景観及び自然環境です。

2) 保全方針

大雪山国立公園の広大な山岳景観の厳正な保護と生物多様性の保全を図り、大雪山国立公園の価値に及ぼす影響が著しい行為を防止します。

3) 取組事項

- ①大雪山国立公園に関わるすべての人々にその優れた価値を発信し、普及を図ります。
- ②大雪山国立公園の有する優れた価値を保全するため、自然公園法を適切に運用します。

4) 指導事項、遵守事項

- ①「6. 適正な公園利用の推進に関する事項」の指導事項、遵守事項に同じ。

(2) 連続する自然林生態系

1) 保全すべき風致景観及び自然環境

大雪山国立公園は、日高累層群とその上の広大な高地（溶岩台地）を基盤としていることから、高山帯から山麓地域に至るまでの裾野も広大です。この広大な裾野は、針広混交林、針葉樹林帶、ダケカンバ帶、ハイマツ帶と垂直方向に連続しながら変化する特色ある森林で覆われています。特に、登山道等の利用施設から山裾を見渡すと人工物のない遠大に広がる森林を見るすることができます。

これらの広大で連続する森林景観、連続する自然林生態系が、保全すべき風致景観及び自然環境です。

2) 保全方針

高山帯から山麓地域に至るまでの森林の連続性を確保します。

過去に広大で連続する森林の一部であった開発跡地などにおいては、かつての森林植生を考慮しつつ、森林植生の復元を図ります。

3) 取組事項

植栽など森林植生の復元活動を実施します（十勝三股地区、ミユビゲラの森など）。

4) 指導事項、遵守事項

森林植生の復元活動への理解、活動への参加を促します。

(3) 峡谷、柱状節理、湖、滝、温泉など多様な景観

1) 保全すべき風致景観及び自然環境

大雪山国立公園の山麓地域には、峡谷、柱状節理、湖、滝、温泉などの特徴的な景観要素が多数みられます。その多くは火山活動に由来しています。温泉のほか、柱状節理は大規模な火碎流の堆積により形作られたものであり、河川の侵食により大規模な柱状節理の断面を見ることができるようになった峡谷もあります。天然の湖には火山の形成により川の水がせき止められてできたものもあります（然別湖）。

火山活動は大雪山国立公園の広大で原生的な山岳景観を形作った重要な要素であり、これに由来する多様な景観要素は、保全すべき風致景観及び自然環境です。

2) 保全方針

峡谷、柱状節理、湖、滝、自然噴出する温泉などの特徴的な景観要素について、厳正に保全します。利用施設から特徴的な景観要素を望見した際に、景観要素と一体的に見える周辺の風致景観については、特に保全を図ります。

3) 取組事項

- ①自然公園法に基づく行為許可や公園事業に関する許認可を適切に運用します。
- ②特徴的な景観要素やその周辺に生息又は生育する外来生物（ウチダザリガニ、オオハンゴンソウ、ルピナスなど）の防除対策を実施します。

4) 指導事項、遵守事項

- ①自然公園法に基づく行為許可や公園事業の手続きにおける遵守事項が実行されるよう指導します。
- ②外来生物を放逐しないよう指導します。

(4) 野生動植物種とその生息・生育環境

1) 希少野生植物等

ア 保全すべき風致景観及び自然環境

大雪山国立公園に生育する大規模な高山植物群落（お花畠）、湿原植物群落、法令により保護の対象となっている植物種（自然公園法に基づく採取等規制植物（※分布の範囲が限定される種（固有種）、分布の限界種（東西南北の限界）、特殊な条件の立地（岩壁、風衝地など）に生育する種を指定。）、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種、文化財保護法に基づく天然記念物、北海道文化財保護条例に基づく道指定天然記念物、北海道生物の多様性の保全等に関する条例に基づく指定希少野生動植物種）、環境省レッドリスト掲載種（※資料編参照）は、大雪山国立公園の生物多様性を構成する重要な要素であるため、保全すべき風致景観及び自然環境です。

また、上記の植物群落及び植物種が生育するために必要な自然環境も、これらの植物群落や植物種と一緒に保全すべき風致景観及び自然環境です。

イ 保全方針

「保全すべき風致景観及び自然環境」に掲げた植物群落や植物種及びその生育環境を厳正に保護することを通じて、大雪山国立公園の生物多様性を保全します。

そのために、希少野生植物等の盗掘、違法採取の防止、登山道からの踏み出し（し尿排泄のためなど）による植物の踏みつけ、登山道の荒廃（法面侵食）や複線化による生育環境の喪失等を防止します。

また、外来植物による在来植物の駆逐、在来植物の生育環境の変化を防止し、特に、外来生物（セイヨウオオマルハナバチ）による植物生育への影響を防止します。

大雪山国立公園においても気候変動による植生の変化（高山植物群落の縮小、ササの拡大）が見られます。一方、能動的な植生管理により気候変動により喪失した植生を回復させる研究も行われています。気候変動の影響により急速に変化した植生を特定した上で、周辺地域に対する影響を慎重に見極めながら、必要に応じその変化が始まる以前の状況まで回復させることを検討します。

さらに、エゾシカの食害から希少野生植物等を中心に植生の保全をします。

ウ 取組事項

- ①自然公園法の運用を通じ、「保全すべき風致景観及び自然環境」に掲げた植物群落や植物種及びその生育環境を保護するとともに、利用者に保護のための配慮を求めるます。
- ②盗掘、違法採取防止のための普及啓発（情報発信を含む）、監視パトロールを実施します。

- ③「6. 適正な公園利用の推進に関する事項」の登山道以外への立ち入り、登山道の侵食防止等の項に掲げる取組事項を実施します。
- ④「大雪山高山帯におけるセイヨウオオマルハナバチ防除の考え方」(平成30年6月、北海道地方環境事務所)に基づき、防除の取組を実施します。
- ⑤山岳地域に侵入した外来植物について、防除の取組を実施します。
- ⑥「国立公園等の保護区における気候変動への適応策の手引き」(平成31年、環境省自然環境局)や重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000、環境省生物多様性センター)に基づき、気候変動の影響を監視するモニタリングを実施します。また、気候変動の影響により急速に変化した植生を対象として、必要性、効果が得られる見込みがある場合には、その変化が始まる以前の状況まで回復させる取組について検討し、関係者、利用者の理解を得ながら実施します。
- ⑦山岳地域におけるエゾシカの生息状況を把握するためのモニタリングを実施した上で、広大な山岳地域において希少野生植物等をエゾシカの食害から守るための保護管理方策を検討します。

工 指導事項、遵守事項

- ①自然公園法の遵守を通じて、希少野生植物等を保全が図られるよう指導します(※希少野生動植物等は、関係法令によっても保全されているので留意すること。「8.国立公園関係者の連携体制等に関する事項」「(1) 地域の関係者の連携一協働型管理運営体制の維持」「1) 関係省庁、自治体等との施策の連携」を参照)。
- ②自然公園法により採取が規制されていない植物であっても、植物の採取を行わないようマナーの周知を徹底します。
- ③高山帯でセイヨウオオマルハナバチを確認した場合は、環境省、北海道などの関係機関、北海道生物多様性保全活動連携支援センターが運営するウェブサイト「新セイヨウ情勢」<<https://seiyoubusters.net/>>への情報提供を促します。
- ④登山を行う前に、登山靴に付着した土(他の地域の植物の種が含まれる可能性がある)を落とすよう対策を進めます。
- ⑤「6. 適正な公園利用の推進に関する事項」に掲げる指導事項、遵守事項の実施を求めます。

2) 希少野生動物等

ア 保全すべき風致景観及び自然環境

法令により保護の対象となっている動物種(種の保存法に基づく国内希少野生動植物種、文化財保護法に基づく天然記念物、北海道文化財保護条例に基づく道指定天然記念物、北海道生物の多様性の保全等に関する条例に基づく指定希少野生動植物種)、環境省レッドリスト掲載種、その他分布の範囲が限定される種(固有種)、分布の限界種(東西南北の限界)(※資料編参照)、上記1)の希少野生植物等の繁殖や生育を支える上で重要な動物(マルハナバチ類)などは、大雪山国立公園の生物多様性を構成する重要な要素であるため、保全すべき風致景観及び自然環境です。

また、上記の動物が生育するために必要な自然環境、特にヒグマを頂点とする動物

種の重要な生息環境である連続する自然林生態系も、これらの動物種と一体的に保全すべき風致景観及び自然環境です。

イ 保全方針

「保全すべき風致景観及び自然環境」に掲げた野生動物種及びその生息環境を厳正に保護することを通じて、大雪山国立公園の生物多様性を保全します。

そのために、希少野生動物等の違法捕獲を防止します。法令に基づき捕獲が規制されている動物（特別保護地区の動物を含む）の中でも、ウスバキチョウやアサヒヒヨウモン等の高山蝶を含む高山に生息する昆虫類、ナキウサギ等のほ乳類など、利用者の関心が高いものは、厳正に保護します。また、外来生物（特にセイヨウオオマルハナバチ）による在来生物（特に大雪山高山帯に生息するマルハナバチ類）への影響を防止します。

希少な猛禽類をはじめとする動物については、工作物の新築行為等による生息への影響を防止します。

また、山麓地域において利用者の関心が高い、法令により保護されていないオオイチモンジ、オサムシ類等の昆虫については、個体群の保全が図られるよう留意します。

ウ 取組事項

- ①自然公園法の運用を通じ、「保全すべき風致景観及び自然環境」に掲げた動物種及びその生息環境を保護するとともに、利用者に保護への配慮を求めます。
- ②違法捕獲防止のための普及啓発（情報発信を含む）、監視パトロールを実施します。
- ③希少野生動物の生息の可能性が高い箇所等において行為が行われる場合は、必要に応じその生息状況等についての調査を求め、生息が確認された場合は、当該個体の保護の観点から必要な措置（繁殖時期を避けて工事を実施すること、繁殖地として明らかな地区の回避、生息のために必要と考えられる環境の保全等）を講じることを求める。また、生息環境の変化により当該地域における個体群の絶滅が懸念されるような場合などには、自然公園法などの手続きにおいて、必要に応じて、生息状況をモニタリングすること等の条件を付します。
- ④「大雪山高山帯におけるセイヨウオオマルハナバチ防除の考え方」（平成30年6月、北海道地方環境事務所）に基づき、防除の取組を実施します。
- ⑤「6. 適正な公園利用の推進に関する事項」の項に掲げる取組事項を実施し、動物の写真撮影等へ対応します。

エ 指導事項、遵守事項

- ①自然公園法の遵守を通じて、希少野生動物等を保全が図られるよう指導します（※希少野生動物等は、関係法令によっても保全されているので留意すること。「8. 国立公園関係者の連携体制等に関する事項」「（1）地域の関係者の連携－協働型管理運営体制の維持」「（1）関係省庁、自治体等との施策の連携」を参照）。
- ②自然公園法により捕獲が規制されていない動物であっても、動物の捕獲を行わないようマナーの周知を徹底します。

- ③「ウ 取組事項」の③で求められる措置を適切に実施します。
- ④高山帯でセイヨウオオマルハナバチを確認した場合は、環境省、北海道などの関係機関、北海道生物多様性保全活動連携支援センターが運営するウェブサイト「新セイヨウ情勢」<<https://seiyoubusters.net/>>への情報提供を促します。
- ⑤動物の写真撮影をする者に対しては、動物の生息への影響を回避することを目的として「6. 適正な公園利用の推進に関する事項」の項に掲げる指導事項、遵守事項の実施を求める。

(5) 文化景観及び文化的事業

1) 保全すべき風致景観及び自然環境

大雪山国立公園の利用拠点の温泉地は、大正、昭和の時代に開湯され、100年にも及ぶ歴史を有しています。この歴史を背景として、温泉地の独特的景観が形成されており、これらも大雪山国立公園の文化景観として保全すべき風致景観です。

なお、大雪山の登山は、開湯された温泉地を拠点として始まりました。層雲峠、黒岳、旭岳、天人峠に至る登山道は2023（令和5）年に開通100周年を迎え、登山道も文化的価値をもつものと言えます。

また、アイヌ民族の自然環境に対する認識、アイヌ民族の歴史や文化を表現したアイヌ語の地名が付けられた自然環境、文学中に表現された自然環境についても、大雪山国立公園の文化的価値をもつものと言えます。

2) 保全方針

歴史ある登山道や温泉地の良好な文化景観の維持を図るとともに、アイヌ民族の歴史に根ざす文化的価値を維持します。また、廃屋など温泉地の景観を阻害する要因は改善し、温泉地の景観のさらなる魅力向上を図ります。

3) 取組事項

- ①層雲峠、勇駒別、糠平集団施設地区においては、主要利用拠点として重点的に景観の維持、改善を図る取組を進めます。
- ②山麓地域の各利用拠点において、温泉地のさらなる魅力向上を図るため、各地区の魅力的な資源を活かしたストーリーづくりを進めるとともに、そのストーリーに基づいた景観形成を進めます。
- ③地元自治体による大雪山文献書誌発信事業等の取組を促進します。

4) 指導事項、遵守事項

- ①施設の整備に当たっては、温泉地の景観を阻害しないよう、適切な意匠、規模及び配置を指導します。
- ②広告物の設置、掲示、表示に当たっては、温泉地の景観を阻害しないよう、適切な意匠、設置等の数及び配置を指導します。
- ③文化景観の保全の観点から、利用拠点における「6. 適正な公園利用の推進に関する事項」の指導事項、遵守事項の実施を求める。

6. 適正な公園利用の推進に関する事項

本項では、適正な公園利用の推進に関する事項を記載しています。山岳地域及び山麓地域のそれぞれについて、利用方針を定めています。

「取組事項」は、利用方針に従い、適正な公園利用の推進に関して取り組むべき事項を明記しています。

「指導事項、遵守事項」は、大雪山国立公園の利用者を対象として、利用方針に従い指導を行う事項です。また、大雪山国立公園の利用者にとっては、国立公園の利用にあたり遵守すべき事項として位置付けられます。なお、本項に基づき、環境省が利用者に対して指導を行う場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第6号に基づき、自然公園法の目的を実現するために実施する行政指導に該当します。

(1) 山岳地域

本項において、山岳地域とは、大雪山グレードが適用される登山道の登山口から先の地域とします。大雪山国立公園の山岳地域における次の1)～6)に関する利用方針を次のとおり定めます。

<利用方針>

- ①大雪山国立公園の優れた価値を守る（山岳地域の荒廃等の課題を解決することを含む）ことが重要であるとの認識のもと、利用はその範囲内で行うこととし、かつ、利用体験の質を現状以上に高めることを目指します。
- ②大雪山グレード（自己責任で行動判断を行うときの難易度等の目安を示すもの）を普及し、登山者に対し力量に合った登山を推奨するとともに、登山情報の一元的な発信を実施します。
- ③利用者が協力金やボランティア活動を含め、様々な方法で国立公園の管理運営に参加する機会を設け、利用者が積極的に管理運営に参加する仕組みの構築を目指します。

1) 登山道等施設の整備、維持管理

ア 登山道等施設の整備に関する事項

(ア) 取組事項

- ①大雪山国立公園全体の登山道を対象として、事業執行者の配置の見直し、登山道未執行区間の解消に重点的に取り組み、適正な整備、維持管理ができる基盤を整えます。
- ②登山道の整備は、「大雪山国立公園登山道管理水準」（保全対策ランク、大雪山グレード）、「大雪山国立公園登山道整備技術指針」に基づき、過剰な整備を行わないよう十分に配慮し行います。
- ③避難小屋については、登山道の維持管理拠点等の強化が求められる今後の役割も踏まえ、利用実態を把握したうえで計画的な整備を実施し、老朽化した案内板、誘導標識及びその他の施設の更新に当たってはデザインの統一化を検討します。

④案内板、誘導標識及びその他の施設は原則として多言語表記にします。多言語表記については、日本語及び英語を基本とし、必要に応じてその他の言語を追加します。また、デザインに配慮するため、二次元コードの活用も検討します。

(イ) 指導事項、遵守事項

利用者に対し、大雪山グレードの確認、危険の認識、自己責任で力量にあった登山を指導します。

イ 登山道等施設の維持管理に関する事項

(ア) 取組事項

①既に事業執行されている（登山道管理者が設定されている）登山道であっても、課題のある区間については適切に管理し、登山者の安全確保を図ります（登山道や施設周辺の枯損木の処理等）。

②登山道の荒廃の解消、案内板及び誘導標識の適切な維持管理、野営指定地及び避難小屋の適切な維持管理を進めます。

③登山道の補修は、「大雪山国立公園登山道管理水準」（保全対策ランク、大雪山グレード）、「大雪山国立公園登山道整備技術指針」に基づいて行います。登山道の補修方法については、技術的に確立されているとは言えないため、登山道の補修活動によって得られた新たな知見を「大雪山国立公園登山道整備技術指針」に追加するなどの見直しを継続的に行います。特に、気候変動による降水等の変化に伴う土壤侵食に対して、より効果的な維持管理手法について検討を行います。

④登山道の補修手順を示した「登山道維持管理作業実施手順マニュアル」、登山道の補修作業結果をインターネット上に掲載して蓄積する「大雪山国立公園登山道補修データベース」（いずれも大雪山国立公園連絡協議会登山道維持管理部会が作成）を運用することで、PDCAサイクルによる登山道の適切な維持管理を進めます。また、この取組を通じて、「大雪山国立公園登山道整備技術指針」に基づき登山道補修ができる技術を持つ人材を育成します。

⑤利用者が協力金やボランティア活動を含め、様々な方法で登山道の維持管理に参加する機会を設けます。

(イ) 指導事項、遵守事項

利用者が協力金、ボランティアを含め多様な形で国立公園の管理運営に参加する仕組みについて、利用者の理解を求めます。

2) 登山道等施設の適正な利用

ア 登山道以外への立入り

(ア) 取組事項

登山中のし尿の排泄、休憩、写真撮影等を目的として、登山道以外に立ち入ることにより、植生の踏みつけ、破壊、裸地化が生じています。また、植被階状土など周氷河地形も損壊することとなります。このため、登山道以外に立入らない

ことが必要です。なお、高山植物を踏みつけることについては、場合によっては自然公園法で規制されている植物の損傷に該当する可能性もあります。

以上を踏まえ、次の取組を進めます。

- ①登山道以外に立ち入ることの問題点に関する理解を促進し、下記（イ）指導事項（登山者は、登山道以外には立ち入らない）の遵守を求めるため、次のような方法により普及啓発し、利用者指導を行います。
 - ・利用拠点（ビジターセンター等）、標識、パンフレットによる周知
 - ・運輸施設、宿泊施設等、国立公園事業者によるアナウンス
 - ・インターネットを通じた発信
- ②立入りが懸念される箇所に植生等を保護するためのロープを設置します。
- ③悪質な場合は、高山植物の損傷行為として刑事告発を含めてしかるべき対応を検討します。

（イ）指導事項、遵守事項

登山者に対し、登山道以外には立ち入らないよう指導します。

イ 野営

（ア）取組事項

定められた地点以外での野営を規制することは、無秩序な野営による植生の破壊を防ぐことで自然環境の荒廃を防止する効果、ヒグマの誘引を防ぐことで事故を防止し安全な利用を推進する効果があります。このため、関係行政機関（環境省、林野庁、北海道及び市町）の合意として野営指定地を定める取組を継続します。

- ①次の場所を野営指定地（※資料編参照）として定め、山岳地域においては野営指定地以外で野営しないよう指導します。
 - ・黒岳、裏旭、白雲岳、忠別岳、ブヨ沼、ヒサゴ沼、トムラウシ南沼、沼ノ原大沼、前天狗、小天狗のコル、双子池、美瑛富士、上ホロカメットク
- ②多くの野営指定地で管理者が設定されておらず、利用状況の把握がされず荒廃が進む箇所が見られることから、各野営指定地に管理者を設定し、利用実態を踏まえ野営指定地の範囲を明確化するなど、野営指定地の管理の適正化を図ります。
- ③野営指定地の配置については、利用者の動向や多様化する利用者への安全性の確保、自然環境への影響等を議論した上で、適正化を図ります。

（イ）指導事項、遵守事項

登山者は、野営指定地外ではテントを張り、野営しないよう指導します。

ウ ヒグマその他動物対策

（ア）取組事項

ヒグマは大雪山国立公園の全域にわたって生息し（登山道からヒグマの姿が見

られることもあり、また、各登山道において糞等の痕跡もしばしば見られます。)、登山者とヒグマの行動圏は重複しています。

このため、「北海道ヒグマ管理計画（第2期）」（令和4年4月、北海道策定）で示された考え方により対応し、あつれきを生じさせないようにする必要があります。ヒグマは通常、人間を恐れて避ける性質があるため、登山者はヒグマに自らの存在を示し、突発的な遭遇事故を生じさせないことが重要です。また、ヒグマ（その他キタキツネなどの動物も含む）は、登山者の放置したゴミ、登山者による餌付けにより問題個体化することがわかっており、問題個体を生じさせないことが重要です。

そこで、ヒグマに出合わない対策、ヒグマやその他の動物を誘引しない対策、人身事故を防止する危急時における対策を徹底するため、次の取組を行います。なお、大雪高原温泉地区に関しては、「大雪高原温泉地区ヒグマ遭遇時対応マニュアル」を作成して対応しています。

①下記（イ）指導事項の遵守を求め、ヒグマ事故を防止するため、次のような方法により普及啓発を行います。

- ・利用拠点（ビジターセンター等）、パンフレットによる周知
- ・インターネットを通じた発信（ヒグマに関する基礎的な情報、ヒグマの生息情報等）。

②人への警戒行動が見られない等の問題個体になる可能性のある個体に対して十分な経過観察を行い、人身事故に発展しかねない状況が発生した場合には、同対応マニュアルを参考し関係者と連絡調整や協議を行った上で、事故防止の対応を行います。

③大雪山国立公園におけるヒグマ情報の収集、提供のネットワーク化について検討します。

（イ）指導事項、遵守事項

- ①ヒグマに自らの存在を知らしめることを通じて、ヒグマに出会わないとみの対策（鈴を携行する、できる限り複数人で登山をする等）を実施するよう啓発します。
- ②ヒグマに出会った際の対応を適切に行うよう啓発します。（走って逃げない、集団で寄り集まる、とられたものを取り返すことをしない等）。
- ③ヒグマを誘引する原因となりうる野生動物（キタキツネ、エゾシマリス等）への餌付けを行わないよう指導します。
- ④ヒグマを誘引する原因を生じさせないようゴミの持ち帰りを徹底するよう指導します。
- ⑤野営指定地内のテントにおける食料管理を徹底し、登山道上に長時間荷物を放置しないよう指導します。

エ 登山道等の荒廃防止、快適利用の確保のための利用マナー

(ア) 取組事項

大雪山国立公園の登山道は、火山噴出物に由来することから脆弱であり、登山者が通常に歩行してもその踏圧により侵食が発生し、登山利用により一定の荒廃が生じることが避けられません。その上さらに、登山道を走ったり、ストックにキャップを付けずに利用したりすると、通常よりも侵食が加速していくと考えられます。大雪山国立公園内ではこれまであまり見られなかったパラグライダー、ハンググライダーなどの機材を用いた利用も見られるようになりました。これらの利用については、施設や他の利用者の安全を脅かす可能性がある、原生的な自然環境に相応しくないといった観点から、他の利用者が不快に感じる場合があります。

また、大雪山国立公園では、従来から、自己責任によりいわゆるバリエーション登山（沢登り、岩登り、定められた登山道外での登山）や夏スキーなども実施されてきました。これらは、登山道外における利用であることから、従来に比べ事例が著しく増加した場合、または、動植物、地形、土壤の保全に対する配慮を欠いた場合は、自然環境に対する著しい影響が想定されます。

このため、登山道利用に関するマナーを呼びかけ、登山道等の荒廃防止、快適な利用の確保を図る必要があります。また、バリエーション登山などについても、実態を注視する必要があります。

以上のことから、次の取組を実施します。

- ① 登山道等の荒廃防止、快適な利用の確保のための利用マナーについて、利用者に問題点が伝わるよう効果的な普及啓発を行います。
 - ・利用拠点（ビジターセンター等）における情報発信、標識、パンフレットによる周知
 - ・運輸施設、宿泊施設等の国立公園事業施設におけるアナウンス
 - ・インターネットを通じた発信
- ② バリエーション登山など、登山道外における利用の実態について、情報収集を行い、自然環境に影響が生じうる場合は、大雪山国立公園連絡協議会登山道維持管理部会の枠組みを活用し、対応を検討します。

(イ) 指導事項、遵守事項

- ①ストックを利用する場合は、キャップをつけるよう指導します。
- ②イベント等として行われるトレイルランニングなどの登山道の走行利用は行わないよう指導します。
- ③タバコを吸う場合は携帯用灰皿を利用し、他の登山者の近くでは吸わないよう指導します。
- ④パラグライダー やハンググライダー 等の機材を用いる利用において、利用者の安全確保が困難な場合、利用者に著しい迷惑をかける恐れがある場合は、中止するよう指導します。
- ⑤歩道から雪渓に直接到達できなくなった時点で、その雪渓上のスキーを行

わないよう指導します。

オ 野外へのし尿排泄

(ア) 取組事項

大雪山国立公園では、野営指定地や登山道上における野外のし尿の排泄の問題が、以前より指摘されており、改善には至っていない状況です。登山者がし尿を排泄するために、人目につかない場所を求め、野営指定地及び登山道周辺を歩き回るため、植生の踏みつけや裸地化なども生じています。

そこで、2018（平成30）年7月に大雪山国立公園連絡協議会及び山岳関係18団体により携帯トイレ普及宣言（※資料編参照）が発出され、大雪山国立公園では同宣言に基づき、携帯トイレの普及、野外へのし尿の排泄防止に向けた取組が進められています。

なお、大雪山国立公園は、広大で気象条件も厳しく施設の維持管理が困難でその費用も高額になる傾向がある上に、本州に比べて相対的に利用者が少ないとから登山者の費用負担による施設の管理が困難です。そのため、現時点では、常設トイレよりも携帯トイレの方が、野外へのし尿の排泄防止に対して有効な手段となっています。また、携帯トイレは、常設トイレに比べて他の登山者が触れたものと同じものに触れる機会が少なく、その分感染症罹患のリスクが低いといったメリットもあります。今後も、新たな感染症が発生する可能性も考慮し、継続的、長期的に、携帯トイレの利用環境が確保され続けていくことが重要です。

ただし、汚物搬出等の維持管理の効率的な手法や管理体制、利用者を含む費用負担の目途がたつなどし、常設トイレの持続的な維持管理が可能となった場合には、既存の汲取り費用が高額な常設トイレの更新を検討し、その次には、新たな常設トイレの設置も検討されることが重要です。

以上を踏まえ、次の取組を実施します。

- ①大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言に関する普及啓発を次のように実施します。
 - ・利用拠点（ビジターセンター等）における情報発信、標識、チラシやパンフレットによる周知。
 - ・運輸施設、宿泊施設等の国立公園事業施設におけるアナウンス。
 - ・インターネットを通じた発信
- ②携帯トイレを使用しやすい環境づくり（ブースの設置や維持管理、回収体制の構築、利用者向けの情報発信）を実施します。
- ③大雪山国立公園携帯トイレ普及パートナーなどの取組を活用し、携帯トイレの普及を進めます。
- ④携帯トイレに関する利用者指導を実施します。
- ⑤常設トイレの新設については、既存トイレの再整備の必要性も含め、維持管理に必要な体制や費用等の課題を総合的に勘案し可能性を検討します。

(イ) 指導事項、遵守事項

大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言に基づき、次の行動について指導します。

- ① 携帯トイレを持参するよう周知します。
- ② 常設トイレを適切に使用し、常設トイレがない箇所では携帯トイレを使用するよう指導します。特に、宿泊地など登山者が集まる場所や水源地では、携帯トイレを確実に使用し、野外へのし尿の排泄防止を徹底するよう指導します。
- ③ 登山道の途中などし尿の問題が深刻化していない場所でも、携帯トイレを使用し、持ち帰るよう啓発します。

カ ペット類の持ち込み

(ア) 取組事項

山岳地域（山麓地域を除く）にペット類を持ち込むことにより、鳴き声、においなどが大雪山国立公園に生息又は生育する野生生物への脅威となり、また、野生生物が伝染病に感染する可能性もあります。さらに、必要以上にヒグマを興奮させてしまう危険性もあります。そのため、グレードを定め保全を行っている山岳地域（山麓地域を除く）にペット類が持ち込まれないようにします。

以上のことから、次の取組を実施します。

- ①ペット類を持ち込むことの問題点について利用者の理解を促進するため普及啓発を次のように実施します。
 - ・利用拠点（ビジターセンター等）における情報発信、標識、チラシやパンフレットによる周知
 - ・運輸施設、宿泊施設等の国立公園事業施設におけるアナウンス
 - ・インターネットを通じた発信
- ②ペット類の持ち込み防止に関する利用者指導を実施します。利用者指導の中で理解が得られにくい場合は、ペットへの脅威（ダニ、伝染病の可能性）があることも説明して理解を求めます。

(イ) 指導事項、遵守事項

- ①山岳地域にペット類を持ち込まないように指導します。

キ ドローン（無人小型航空機）の適正利用

(ア) 取組事項

ドローンは自然環境の調査研究、観光振興、防災、報道等の多様な目的で利用されています。一方、利用者の安全確保、自然体験の質の低下、野生生物への影響、自然環境に対する影響（特に墜落、回収不能の事案）が懸念されています。

そのため、ドローンを利用するにあたり土地に立ち入る場合は、土地所有者の了解を必ず得た上で、懸念される事態が生じないような一定の配慮が必要です。

以上のことから、次の取組を実施します。

- ①ドローンを飛行させようとする者に対して、懸念される事態が生じないよう、

事前に指導を行います。

- ②ドローンを飛行させている者に対して、適正利用についての指導を実施します。特に、必要な手続きをとっていない者については、適切に手続きを取るよう指導します。さらに、国立公園の利用者に著しく迷惑をかける行為については、ドローンの使用の中止を求めます。

(イ) 指導事項、遵守事項

- ①土地に立ち入ってドローンを飛行させる場合は、土地所有者（主に国有林及び道有林）が定める手続きを行い、その指示に従うよう指導します。
- ②所定の手続きを行うことに加え、環境省大雪山国立公園管理事務所又は各管理官事務所に連絡し、事前指導を受けるよう周知します。

ク 登山道の自転車利用、車馬動力船等の利用

(ア) 取組事項

自然公園法第20条第3項第17号及び同法第21条第3項第10号に基づき、大雪山国立公園特別地域の乗入れ規制区域及び特別保護地区内では、車馬・動力船の使用、航空機の着陸が規制されています。

一方、乗入れ規制区域以外の区域においては、十勝岳望岳台周辺で自転車が利用されることにより、登山道の荒廃が促進し、登山者の安全が脅かされる事例も生じています。また、山岳地域の湖、沼において、手漕船等で遊覧するなど、静謐さ等を確保すべき原生的な風致景観にそぐわない利用がなされる可能性もあります。

そのため、乗入れ規制区域及び特別保護地区内の車馬、動力船の利用規制を徹底することに加え、乗り入れ規制区域外であっても、風致上の支障がある場合は、自転車等の利用自粛等を求めることが必要です。

以上のことから、次の取組を実施します。

- ①乗入れ規制区域について、案内看板やインターネット等で周知を図ります。
- ②乗入れ規制区域及び特別保護地区の外であっても、原生的な風致景観の保全上問題のある車馬や船の利用がある場合は、利用ルール等について整理を行い、適切な利用を求めます。

(イ) 指導事項、遵守事項

- ①十勝岳望岳台周辺等登山道の荒廃等が懸念される箇所では、登山道で自転車利用を行わないよう指導します。
- ②学術調査研究、風致景観の保全を目的とした事業、国立公園その他土地の管理、救助活動以外の場合は、原則として山岳地域の湖、沼において手漕船等を用いないよう指導します。

3) 地域ルール

ア 取組事項

大雪山国立公園では、地域の実情に即して、大雪高原温泉地区管理運営計画、大雪山国立公園松仙園地区適正利用推進計画、東川町エコツーリズム全体構想等、登山道の利用等に関する地域ルールが定められています。

イ 指導事項、遵守事項

地域ルールで定められた事項を遵守するよう指導します。

4) 登山者の安全確保

ア 火山活動

(ア) 取組事項

大雪山国立公園では、気象庁により「大雪山」「十勝岳」が活火山として位置づけられ、噴火警戒レベルが運用されています。活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第4条に基づき、大雪山火山防災協議会、十勝岳火山防災協議会が設置され、避難計画などが定められています。災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第24条第1項に基づき、北海道、東川町、美瑛町、上富良野町等の地域防災計画において、具体的な防災対応が策定されています。

これらの法律、計画に基づく対応に従い、公園利用者の安全確保を図ることが必要であるため、次の取組を実施します。

①必要に応じて、国立公園の登山情報として、火山関係情報を発信します。

(イ) 指導事項、遵守事項

- ①噴火警戒レベルに応じて定められている「住民等の行動及び登山者・入山者等への対応」（以下「入山規制等」という。）を遵守するよう指導します。
- ②入山規制等及びその詳細については、地域防災計画に基づき設置される災害対策本部の指示に従うよう指導します。

イ 有毒ガス地帯

(ア) 取組事項

登山道に近接している、姿見の池噴気口、御鉢平カルデラ（有毒温泉）、大雪高原温泉沼めぐり登山コース中の噴気現象（ヤンベ温泉）は、熱水や有毒ガスが生じるため、危険です。

そのため、利用者が立ち入らないようにする必要があります。

以上のことから、次の取組を実施します。

- ①パンフレットや地図を作成する際には、危険箇所を明示するとともに、立ち入らないように記載します。

(イ) 指導事項、遵守事項

- ①有毒ガス地帯には立ち入らないよう指導します。

5) 情報発信

ア 大雪山国立公園の価値の発信

(ア) 取組事項

- ①大雪山国立公園連絡協議会のホームページにおいて基礎的な情報を整理し、SNSを中心に適時適切に魅力を発信することで、大雪山国立公園の価値を利用者と共有します。
- ②大雪山国立公園の価値を利用者と共有することは、協力金など利用者が国立公園の管理運営に参加する上で極めて重要であるという認識のもと取組を進めます。
- ③大雪山国立公園を核として実施される、脱炭素社会の実現や持続可能な利用につながる様々な取組について、積極的に情報発信します。

(イ) 指導事項、遵守事項

特になし。

イ 登山情報の発信

(ア) 取組事項

- ①大雪山国立公園連絡協議会の「大雪山国立公園登山情報」のホームページを運用し、インターネットを通じた登山情報の発信を強化します。
- ②大雪山グレードの確認及び危険の認識を促し、自己責任で力量にあった登山を推奨し、遭難を防止すること等は、山岳地域における利用方針を実現する上で極めて重要であるという認識のもと、取組を進めます。
- ③ビジターセンター、登山口に設置されている登山事務所、ロープウェイ駅舎は、登山者が登山情報を見ることができる最後の場所であるため、重要な情報については、これらの場所に共通して情報が提供できるようにします。

(イ) 指導事項、遵守事項

登山者が自ら、登山情報を積極的に収集し、遭難防止対策を実施（登山届の提出等）し、安全確保に努めるよう指導します。

6) 冬期間の利用

ア スノーモビル

(ア) 取組事項

自然公園法第20条第3項第17号及び同法第21条第3項第10号に基づき、大雪山国立公園特別地域の乗入れ規制区域及び特別保護地区内（以下、単に「乗入れ規制区域」という。）では、スノーモビルの利用が規制されています。国有林及び道有林においてもスノーモビルによる入林については自粛が求められています。しかし、乗入れ規制区域や特別保護地区に至ることができる道路の除雪終点地点等において、レジャー利用を目的としたスノーモビルの利用が見られるほか、乗入れ規制区域近辺での利用も見られます。

以上のことから、次の取組を実施します。

- ①関係機関によるスノーモビル規制調整会議、スノーモビル乗入れ規制合同パトロール等を実施し、関係機関と連携して情報の共有、普及啓発にあたる体制を維持します。乗入れ状況の把握については、監視カメラを設置するなどの取組を実施します。
- ②スノーモビル乗入れ規制の周知看板を設置し、パトロールの実施状況をインターネットで発信するなど、普及啓発を進めます。

(イ) 指導事項、遵守事項

- ①自然公園法の許可を得た場合及び土地管理者の許可等を得た場合以外、原則としてスノーモビルで大雪山国立公園区域内に乗入れをしないよう指導します。

(2) 山麓地域

山麓地域は、利用拠点を中心として、大雪山グレードが適用される登山道の登山口よりも手前のすべての地域とします。大雪山国立公園の山麓地域における次の1)～5)に関する利用方針を次のとおり定めます。

<利用方針>

- ① 層雲峠温泉、愛山渓温泉、高原温泉、旭岳温泉、天人峡温泉、白金温泉、吹上温泉、十勝岳温泉、トムラウシ温泉、然別湖、ぬかびら源泉郷、士幌高原などすべての利用拠点において、また、各利用拠点周辺の園地、歩道等を一体的に活用することで、利用体験の質の向上を目指します。
- ② これら利用拠点のコンテンツの磨き上げ（この場所でしかできない自然体験型の利用の創出、その価値付け、情報発信）により、滞在することを主要な目的とする旅行者を増やします。
- ③ 国立公園の利用拠点が、地域循環共生圏の中核としての役割を果たして自然と共生していくイメージ（附加価値）を付け、それを利用者に浸透させます。

1) 利用施設の整備、維持管理

ア 利用施設の整備に関する事項

(ア) 取組事項

- ①集団施設地区を中心として、利用拠点機能を向上させるための再整備の方策や様々な改善策について、2021（令和3）年における自然公園法改正に伴う利用拠点整備に係る新たな制度の活用も視野に、幅広い関係者の参画を得ながら検討を行います。
(参考) 集団施設地区における直近の計画
○層雲峠集団施設地区：層雲峠プラン65（上川町）、層雲峠集団施設地区整備基本方針（平成9年）※2000（平成12）年度に完了。
○勇駒別集団施設地区：勇駒別集団施設地区基本計画（平成19年度）
○糠平集団施設地区：大雪山国立公園東大雪地域整備基本計画（平成22年度）
- ②各集団施設地区又は利用拠点における方策については、その特性に応じて個別に検討します。
- ③ただし、施設の改修、更新にあわせ、省エネルギーの設備導入や地域の再生可能なエネルギーの使用による温室効果ガスの削減、廃棄物の削減や資源の循環を促進します。
- ④また、いずれの整備においても、文字表記の多言語化、情報通信技術の最大限の活用を図ります。
- ⑤なお、集団施設地区以外の単独施設の老朽化等への対応等、個別に必要な再整備や補修、維持管理については、利用者の事故防止及び利便性確保を考慮し、7（1）公園事業取扱方針を参照しながら進めます。また、廃屋化した施設については、新たな民間事業者の導入を前提とした撤去に関する補助事業も活用しつつ、必要な対応を進めます。

(イ) 指導事項、遵守事項

- ①地域の関係者に対し、各集団施設地区などの活性化、再整備の方策を検討する際は積極的に参加するよう要請します。
- ②各施設における老朽化等への対応など必要な整備については、個別に進めるよう指導するとともに、施設の改修、更新にあわせ、省エネルギーの設備導入や地域の再生可能エネルギーの使用による温室効果ガスの削減、廃棄物の削減や資源の循環を促進するよう指導します。
- ③ いずれの整備においても、文字表記の多言語化、情報通信技術の活用を最大限図るよう要請します。

イ 利用施設の維持管理に関する事項

(ア) 取組事項

- ①層雲峡ビジターセンター、旭岳ビジターセンター、ひがし大雪自然館については、地域と連携して管理運営する体制を継続します。
- ②各ビジターセンターのほか、既に整備された施設の維持管理において、長寿命化、維持管理の効率化を図ります。また、文字表記の多言語化の状況、情報通信技術の活用状況を確認し、必要な対応をとります。
- ③利用方針を実現するための活性化、再整備の方策の検討を契機として、また、その他社会状況やその変化にあわせて、提供するサービスの変更を検討して実施します。
- ④ビジターセンター相互の情報交換、連携を進めます。また、国立公園の利用施設以外の施設で情報提供の機能がある施設（防災シェルター、除雪センター等）との連携を図ります。

(イ) 指導事項、遵守事項

- ①下記2)アに掲げるマナーを遵守し、施設の適切な利用により維持管理に貢献するよう指導します。

2) 利用施設の適正な利用

ア 公園利用マナー

(ア) 取組事項

1976（昭和51）年に開始された「クリーン大雪」運動以来40年以上が経過し、その当時に比べて利用施設周辺に見られるゴミは減少するなど、公園利用マナーは改善されました。ただし、集団施設地区、園地、歩道などの利用施設を中心に、利用者数が多い地域や時期に、マナーの問題が顕在化することがあります。また、増加する外国人利用者に公園利用マナーが十分に理解されていないこと、ドローン等新たな利用をはじめとする社会環境の変化等により、利用者間のトラブルなど新たな問題も発生するようになりました。

このため、公園利用マナーを明確にし、継続的に利用者に伝えることが必要です。特に、外国人利用者など文化的な背景が異なる者に対しても、マナー遵守の

必要性が丁寧に伝わることが重要です。

以上のことから、次の取組を実施します。

- ①関係機関、団体、ビジターセンターのほか、国立公園事業者からマナーに関する情報を提供して、周知を図ります。その際、多言語による情報提供を行うようになります。
- ②大雪山国立公園パークボランティア活動やその他の枠組みを活用し、清掃活動を実施します。

(イ) 指導事項、遵守事項

次の事項について指導します。

- ・ゴミを捨てないこと。
- ・動植物を捕獲・採取しないこと。
- ・施設を大切に使用すること（毀損、汚損などをしないこと。）。
- ・決められた場所（園地、歩道等）以外へは立ち入らないこと（危険な箇所や、林業、酪農、その他生活の妨げになる箇所もあるため。）。
- ・ペットは適切に管理し、他の利用者を不快にさせないこと。
- ・喫煙は決められた場所で行うこと。
- ・野外にし尿を排泄しないこと。
- ・キャンプ場など定められた箇所以外ではたき火はしないこと。
- ・ドローンの飛行については、6（1）2）キを遵守すること。

イ ヒグマ、エゾシカ、その他の動物対策

(ア) 取組事項

集団施設地区、その他の利用拠点において、ヒグマが目撃されることがあります。利用者や地域住民が、ごみを捨てる、餌付けを行う行為など野生動物を誘引するような対応は、人と動物との共存において問題が生じる可能性が高くなります。また、ヒグマのみならずエゾシカ・キタキツネ等の野生動物と自動車の衝突事故も発生しています。餌を求めて野生動物が道路に出るようになると、エゾシカ以外の動物についても交通事故が発生しやすくなります。

そのため、これらの問題については、公園利用マナーとは別に、大雪山国立公園の保護と利用に深刻な影響を及ぼしうる重大な問題として認識し、マナーの徹底を図る必要があります。

以上のことから、次の取組を実施します。

- ①マナーに関する情報を提供して、周知を図ります。その際、多言語による情報提供を行います。

(イ) 指導事項、遵守事項

- ①野生動物（ヒグマ、キタキツネ等）に餌を与えないよう指導します。
- ②野生生物との衝突を防止するため、スピードを出しすぎないなど安全運転を行うよう周知します。

3) 地域ルール

ア 取組事項

大雪山国立公園高原温泉・銀泉台地区自動車利用適正化対策連絡協議会が、高原温泉地区及び銀泉台地区において、9月中旬～下旬の紅葉時期にマイカー規制を実施しています。

イ 指導事項、遵守事項

マイカー規制等地域の取組を遵守するよう指導します。

4) 利用者の安全確保

ア 峡谷など落石発生箇所の利用

(ア) 取組事項

大雪山国立公園には、層雲峡峡谷線(小函自転車道)、タウシュベツ川橋梁など、利用の対象となる資源でありながら、落石、崩落、倒木等による事故のリスクがあるものがあります。このような資源については、これまで管理者において必要な対策措置を講じた上で不特定多数の利用を認めるか、又は、不特定多数の安全な利用を確保することができないことを理由として閉鎖する措置をとることが多くありました。

しかし、近年は各地で、利用する上で一定の事故リスクがある資源を、高付加価値の資源として捉え直し、リスク管理、利用者とのリスクコミュニケーションを図りながら利用する例も増えていることから、次の取組を行います。

- ① 利用の対象となる資源に事故の発生リスクがある場合、管理者において必要な対策措置を講じた上で不特定多数の利用を認めること
- ② 利用の対象となる資源に事故の発生リスクがある場合、閉鎖する措置をとること
- ③ 高付加価値の資源として捉え直し、資源のリスク管理、利用者とのリスクコミュニケーションを図りながら利用することを選択肢として、管理者及び地域の関係者が利用の可能性を検討し、利用方針を決定すること

(イ) 指導事項、遵守事項

- ① 管理者が事故のリスクを回避又は低減するために定めた資源利用の方針や遵守事項について指導します。

5) 情報発信

ア 大雪山国立公園の価値の発信【再掲】

(ア) 取組事項

- ① 大雪山国立公園連絡協議会のホームページにおいて基礎的な情報を整理し、SNSを中心適時適切に魅力を発信することで、大雪山国立公園の価値を利用者と共有します。

②大雪山国立公園の価値を利用者と共有することは、協力金など利用者が国立公園の管理運営に参加する上で極めて重要であるという認識のもと、取組を進めます。

③大雪山国立公園を核として実施される、脱炭素社会の実現や持続可能な利用につながる様々な取組について、積極的に情報発信します。

(イ) 指導事項、遵守事項

特になし。

イ 利用情報の発信

(ア) 取組事項

①大雪山国立公園連絡協議会のホームページ、SNSにおいて、大雪山国立公園に行く動機となりうるような、利用に役立つ情報を掲載します。

②大雪山国立公園連絡協議会の構成員や関係者のホームページ、SNS コンテンツの充実に努め、大雪山国立公園連絡協議会のホームページにそれらへのリンクを設けることで、情報発信の強化を図ります。

(イ) 指導事項、遵守事項

特になし。

7. 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項

(1) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業執行等取扱要領」（令和4年4月1日付け環自國発第22040111号）によるほか、下記の取扱方針によるものとする（一部重複して記載している事項を含む。）。

1) 共通事項

本管理運営計画内において別途地区ごとに個別に取扱方針を定めている場合においては、個別の定めに従うこととする。なお、本取扱方針で工法を限定しているものについて、本管理運営計画策定時以降に開発された新工法については、この取扱に関わらずその時点で個別に検討するものとする。

項目	取扱方針
1. 公園事業施設の基本的要件	<p>＜審査基準＞</p> <p>① 不特定の国民一般に供される施設とする（予約の受付け又は料金の設定等に関して、会員制等により特定の者を優遇してはならない。）ただし、分譲型ホテル等については「宿舎に関する国立公園事業に係る分譲型ホテル等の取扱いについて」（令和4年4月1日付け環自國発第22040112号）による。</p> <p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>① 国立公園の利用者に対し、各地域の特性に応じた良好なサービスを提供すること。</p> <p>② 国立公園の指定目的（自然とのふれあいや自然の中での休養）にできるだけ沿うような施設形態及び施設内容とすること。</p> <p>③ 良好な自然環境内に立地していることを念頭に置き、利用者に周囲の自然景観や環境を十分に楽しませるよう努めること。</p> <p>④ 施設の形態、デザイン、色彩及び材料自体が周囲の風致景観の維持に支障のないよう配慮すること。</p> <p>⑤ 管理運営に当たっては、周囲の風致景観の維持に支障のないよう、日常的に敷地内の清掃・整頓等を実施するとともに老朽化して危険又は不要な工作物を撤去するなど、十分に配慮すること。</p> <p>⑥ 施設に表示する文言については、多言語表記を検討すること。</p>
2. 施設の位置等	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>① 敷地の選定の際には、施設設置後に周囲の風致景観や自然環境が大幅に変化しないことを基本とする。</p> <p>② 敷地内に地上工作物を新設する場合は、大きな樹木、転石、河川、池沼、湿地等当該地域の環境の特徴となる自然物を極力残置するような配置とする。</p> <p>③ 道路沿いに建築物が連坦する場合には、原則として壁面線を揃えるものとする。ただし、地区の雰囲気作りのため、あるいは樹木の保護のため等の理由で意識的に揃えない場合はこの限りでない。</p>

	<p>④勾配 30 パーセント以上の急傾斜地については、原則として残置する。ただし、大規模建築物やトンネル坑口付近の附帯施設の場合で、これを避けることができず、かつ、土地の保全上問題が生じない場合はこの限りでない。</p> <p>⑤敷地内の建築物、駐車場等の施設以外の部分は、原則としてすべて緑地として管理育成すること。</p>
3. 建物のデザイン等	<p><審査基準></p> <p>①高さ及び建築面積 必要最小限の規模とする。</p> <p>②建築物の形態 特に大規模な建築物の場合、一つの壁面の面積が過大となることで公園利用者に、風致景観上視覚的圧迫感を与えないよう、建築物の形態に変化をもたせて、一つ一つの壁面の面積が小さくなるようにする。又は色彩及び材料に変化をもたせて、付属物や壁面の構造又は色等によって壁面の分断を図る。</p> <p>③屋根の形態 陸屋根を避け、切妻、寄棟、入母屋及び腰折等の傾斜屋根（片流れを除く。）とする。勾配は 10 分の 2 以上とする。ただし、大規模建築物であって、傾斜屋根とすることでかえって建築物の形態が不自然となってしまう場合や、規模が大きくなりすぎてかえって景観に支障が生じる場合にあっては、構造的には陸屋根でもやむを得ないものとするが、その場合は、傾斜パラペット等の擬似的な屋根を設置することによって、周囲の景観との調和を図る。</p> <p>また、建築物が稠密な地区において、屋根からの落雪が危険となる可能性が高い場合にあっては、通常の傾斜屋根だけでなく、その形態に工夫を凝らし、傾斜屋根による景観調和と落雪に対する安全性を同時に確保するような形態とする。</p> <p>また、水平投影面積 10 m²以下程度の小規模な建築物であって、切妻等とすることがかえって不自然となる場合は、片流れとする。</p> <p>④屋根の色彩 焦げ茶色系統とする。ただし、自然材料またはこれに準じた材料を使用する場合は、素材色とする。</p> <p>⑤壁面の材料 自然材料（木材、石材）を使用する。ただし、全面使用できない大規模建築物等であって、木材による付柱や石材の張り付けを行う場合は、この限りでない。</p> <p>⑥壁面の色彩 壁面に木材を使用する場合は、木材の素材色とする。木材に塗装する場合は、茶色系統に限る。 壁面に石材を使用する場合は、素材色のままとする。煉瓦を使用する場合は、煉瓦の素材色とする。 自然材料を模した材料（人造石、煉瓦タイル）を使用する場合で、その色彩が自然材料の色彩に近い場合は、素材色とする。 塗料により壁面を塗装する場合は、蛍光色でない白色（ただし、大規模建築物にあっては、原則として全面的に使用しない。）、淡い</p>

	<p>茶色、淡いクリーム色及び淡い灰色を標準とし、屋根の色彩との調和、同一建築物の他の壁面や材料の色彩との調和、及び周囲の環境色との調和を考慮して決定する。</p> <p>⑦車庫、倉庫及び従業員寮等附帯建築物</p> <p>原則として主たる建築物に包含し、別棟としないこととする。やむを得ず別棟とする場合は、そのデザインは、①～⑥と同様に取り扱う。</p> <p>⑧野生鳥類の衝突防止</p> <p>大面積のガラス面を壁面に設置する場合は、野鳥の衝突を防ぐような処置（バードセーバー、カーテン、傾斜窓、無反射ガラス等）を講ずる。なお、設置に当たっては、個別に調整を図るものとする。</p> <p>(注) バードセーバー：野鳥がガラス面に衝突するのを防止するため、ガラス面に貼付する猛禽類等を模したシール。</p>
4. 道路	
(1) 車道	<p><審査基準></p> <p>① 線形改良</p> <p>自然環境の優れた地域内での線形改良については、安全性を確保した上で、極力周囲の自然環境を保全するため、橋梁やトンネルの設置など必要な措置をとる。</p> <p>② 残土処理</p> <p>残土は、国立公園外に搬出する。ただし、本国立公園内において許可等を得て行われる他の工事に流用する場合にあっては、この限りでない。</p> <p>③ コンクリート構造物の表面処理</p> <p>トンネル、スノーシェッド及びロックシェッドの出入口のコンクリートの露出部については、石張りにするか、顔料混入等によりコンクリートの明度を下げ、石を模した仕上げとする等の措置をとる。</p> <p>④ 法面</p> <p>新設する法面の高さは 20 メートル以下に抑える。ただし、他に適当な工法がない等の理由により短い区間でこれを超えることについては別途調整を図る。なお、周囲が二次植生であり、風致景観上、又は動物の生息等の点で特に問題がなく、工作物の撤去後容易に森林に復元可能な範囲と考えられる場合は、この限りではない。</p> <p>⑤ 法面の緑化</p> <p>法面は早期に緑化することとし、原則として、周囲の森林の構成要素による森林化を図る（※資料編参照）。</p> <p>⑥ 法面構造物</p> <p>地形が全体に急峻で法面を構造物で抑える必要がある場合は、地形、地質条件及び気象条件等の条件を踏まえ、モルタル吹き付けは行わず、風致景観を保全するための一定の措置がとられた工法を選定する。</p>

⑦ 落石防止網

落石防止網を使用する場合、網の色彩は、光沢のない灰色、焦げ茶色等、地肌の色彩を勘案し、目立たない色彩のものとする。

⑧ 擁壁等構造物

周囲が良好な風致を維持している自然林である場合又は景観保全上重要な箇所である場合、若しくは動物の生息地として重要な箇所である場合は、法面を造成せず、擁壁等の構造物を使用して周囲の自然環境を保全する。

擁壁等構造物のうち公園利用施設から望見されるブロック積み又はコンクリート構造物については、表面に自然石を使用するか、自然石に模した仕上げとする。

落石防止柵の柵部分は、焦げ茶色に塗装する。

⑨ 附帯施設

側溝の断面の高さや幅は必要最小限とし、素掘り側溝が好ましいが、コンクリート側溝の場合は、皿型等の小動物の移動の阻害とならないものを積極的に導入する。トラフ型側溝の場合は、蓋を設置する。

標識は安全確保のための注意標識、分岐点での誘導標識等必要最小限とし、その形態等の詳細については、7.(2)1)の「5.広告物等の掲出設置又は表示」(p78)の項に準じて取り扱う。

安全柵を設置する場合は、自然石を使用した車止め形式のものが最も良いが、ガードケーブル又はガードレールでも可とする。ガードケーブルを使用する場合は、支柱の色彩は亜鉛メッキ仕上げか、利用施設から望見される場合は焦げ茶色に塗装する等周囲の景観を著しく損なわないようとする。ガードレールを使用する場合は、利用施設から望見される場合は外側及び支柱を焦げ茶色に塗装する。

⑩ 照明

道路照明の光色については、白色及び黄色系のものとする。

<指導方針・管理方針等>

① 基本的考え方

道路（車道）事業については、道路交通の安全性を確保するとともに、公園利用車道であることに鑑み、附帯施設としての駐車場などの適切な整備及び道路からの景観の保全を図る。

② 特に風致景観の保護の必要性が高い地区

特に風致景観の保護の必要性が極めて高い4地区（※資料編参照）、各集団施設地区内及び特別保護地区においては、スノーポール（固定式視線誘導標）の林立が道路からの良好な景観を阻害しないよう道路管理者と今後の取扱いについて協議する。

(2) 歩道	<p>＜審査基準＞</p> <p>①幅員</p> <p>山岳地域の登山道は、歩行の用に供する幅を原則として 1.5 メートル以内とする（待避箇所、休憩箇所等を設ける場合を除く）。利用拠点周辺の探勝歩道については 1.5 メートルを原則とし、利用者の数に応じて 2.5 メートル程度までの幅員とする。</p> <p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>①基本的考え方</p> <p>「大雪山国立公園登山道管理水準」（平成 27 年 6 月、北海道地方環境事務所）で定められた利用体験ランク（大雪山グレード）に応じた整備、補修及び維持管理を図る。</p> <p>歩道の整備、補修及び維持管理は、「大雪山国立公園における登山道技術指針」（平成 28 年 3 月、北海道地方環境事務所）に基づいて実施する。</p> <p>また、歩道附帯のトイレについて、必要に応じて管理手法等と併せて整備を検討する。</p> <p>②整備</p> <p>整備に当たっては、原則として立木の伐採を行わないこととし、湿原や湿性高山植物群落において整備を行う場合には、自然環境の特性や利用状況を踏まえ木道を設置すること等により自然環境の保全を図る。</p> <p>③標識類</p> <p>関係機関と調整を図り、必要最小限の標識、誘導標識、案内看板及び自然解説板を設置し、遭難防止や利用者の利便等を図る。</p> <p>誘導標識、案内看板に地図を表示する場合は、大雪山グレードを明示する。</p> <p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>歩道として管理する区域については、高山植物の保護及び侵食防止対策等の実施を踏まえて路線又は区間毎に決定する。枝払い、下草刈り等は、歩道として管理する区域の範囲内で実施する。高山帯の登山道の管理者は、洗掘の発生を監視し、周囲の自然環境に影響を与えないようロープ張りや補修を行う等、適切な措置を講ずる。</p>
5. 園地	<p>＜審査基準＞</p> <p>施設の整備に当たっては、自然材料を用いることとする（修景を含む。）。ただし、積雪等による湿潤環境その他厳しい気象条件下にあり、施設の耐久性、安全性、性能の維持を図るために必要な場合は、耐久性の高い人工材料を用いるものとする（ただし、自然景観に配慮した色彩、形状のものに限る。）。</p>

項目	取扱方針
6. 附帯施設 (建築物を除く。)	<p>＜審査基準＞</p> <p>①駐車場</p> <p>原則として、事業者ごとに、本体施設の収容力や利用者数に見合う量の駐車場を確保する。また、土地造成や既存の樹木の伐採を最小限とするよう、敷地内の配置や駐車場の分散等を図る。さらに、敷地条件に応じて駐車場内に小規模な緑地帯や樹木枠を設け、既存樹木の残置又は植樹を行うと共に、駐車場の周囲にも同様に緑地帯の設置及び既存樹木の保存を行う。</p> <p>②排水処理</p> <p>事業において排水処理を必要とする場合は、下水道が整備されている地区では施設からの排水を下水道に接続する。下水道が整備されていない地区の場合は、適切な処理能力を有した合併処理浄化槽（処理水のBODは、設計上20ppm以下）を設置する。</p> <p>ただし、商業電力のない場所や、水を使用しないトイレ等特別の事由がある場合についてはこの限りでない。また、湿原や湖沼の上流部など水質の保全を図ることが特に重要な地域にあっては、放流先の指定や三次処理などを実施する。</p> <p>③給水、排水又は引湯のための配管</p> <p>地下埋設とする。なお、不可能な場合は別途調整を図る。</p> <p>④看板、誘導標識、表示板等</p> <p>看板、誘導標識、表示板等は必要最小限とする。</p> <p>支持物（支柱、台座等）、表示面には、自然材料を用いることとするが、積雪等による湿潤環境その他厳しい気象条件下にあり、施設の耐久性、安全性、性能の維持を図るために必要な場合は、耐久性の高い人工材料を用いるものとする（ただし、自然景観に配慮した色彩、形状のものに限る。）。なお、裏側についても利用者の目に触れやすい位置に設置する場合には、木材を張るなどの措置をする。</p> <p>夜間に利用者誘導や表示の必要がある施設に限り、外部からの照明（白色、黄白色等に限る。）を確保できるが、動光、点滅を伴うもの、ネオンサイン及びイルミネーションは使用しないものとする。このほか、表示板一つあたりの規模に関しては、原則として自然公園法施行規則第11条第21項の規定を適用する。</p> <p>⑤電線</p> <p>特に風致景観の保護の必要性が極めて高い4地区（※資料編参照）及び各集団施設地区内の公園事業施設にあっては、地形地質上不可能な場合を除き地下埋設とする。</p> <p>⑥貯油タンク等小規模な附帯施設で建築物に包含できないもの</p> <p>利用者の目に触れない位置に設置することとし、それができない場合は、樹木や垣根等により隠ぺいする。</p> <p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>①海外からの利用者の来訪状況に応じ、多言語表記の導入を図る。</p>

2) 集団施設地区

ア 層雲峠集団施設地区

事業の種類	取扱方針
1. 園地	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>当集団施設地区の年間利用者数に比べ、地区内での散策、休憩等の利用は比較的少ない状況にあるため、滞在型又は体験型の利用を目指した整備を図る。</p> <p>橋梁や柵については、特に安全確保に留意した設計とする。</p>
2. 宿舎	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>当集団施設地区は、滝や柱状節理の岩壁等層雲峠峡谷の景観探勝及び大雪山連峰への登山の基地として、また北海道周遊の宿泊地として利用されているが、今後は層雲峠集団施設地区を観光の目的地とした滞在型及び体験型の宿泊拠点を目指した整備及び管理運営を図る。</p> <p>宿舎は、宿泊施設整備計画区及び中央整備計画区内に限り整備することとし、宿泊施設整備計画区には大型で敷地に十分な緑地をもった宿舎を、中央整備計画区には民宿、ペンション、中型ホテル等の宿舎を整備することとする。各計画区について以下のとおり取扱を定めるものとする。</p> <p>①宿泊施設整備計画区内宿舎事業 ＜審査基準＞</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 建ぺい率は 50 パーセント以下とする。 (イ) 敷地（飛び地で敷地が存在する場合もこれに含む。以下同じ。）内の緑地を確保する。 (ウ) 総延床面積 敷地内のすべての建物の延床面積の合計は、25,000 m²以下とする。 (エ) 営業部床面積（総延床面積から従業員宿舎、従業員室等の面積を減じた面積）は、20,000 m²以下とする。ただし、すでに超えている場合は現況面積以下とする。 (オ) 地上階数は、それぞれの宿舎事業ごとに、棟ごとの現況階数を超えないものとする。独立した従業員宿舎については、5 階以下とする。 (カ) 宿泊収容量は、1 宿舎当たり 1,000 人以下とする。ただし、すでにこれを超えている場合は、現況以下とする。 (キ) 建築物壁面線の道路及び敷地境界からの後退距離は 10 メートル以上とする。ただし、敷地境界からの後退距離について、防災上及び地形上等やむを得ない場合はこの限りでない。 なお、すでに後退距離が 10 メートル未満である超えている場合は、建替えの時点で原則 10 メートル以上の後退距離を設けるものとする。 <p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 外部、特に道路や園地等多数の公園利用者が利用する箇所からの景観保全を図る。大規模建築物であるため、遠景においては、一つ一つのホテルが緑地に囲まれているような景観となるようにし、周辺の峡谷と森林によって構成される景観を大きく阻害しないものとする。

	<p>(イ) 各ホテルの客室等からの景観にもそれぞれ特徴があるため、お互いの宿舎からの景観保全を図る。</p> <p>(ウ) 特定の壁面が過度に大きくならないよう、デザインや色彩上の工夫をする。</p> <p>②中央整備計画区内宿舎事業 <審査基準></p> <p>(ア) 地上階数は棟ごとに5階建て以下とする。なお、屋根裏部屋で窓のあるものについては建築物の階数に含める。</p> <p>(イ) 建築物の高さは棟ごとに、最低地上部から最高部の軒までの高さを18メートル以下とする。</p> <p>(ウ) 建ぺい率は80パーセント以下とする。ただし、既にこの基準を超えている場合は現況以下とする。</p> <p>(エ) 建築物壁面線の敷地境界線からの後退距離は、1メートル以上とする。ただし、合築建築物及び建築物附帯の公開通路の壁面並びに建ぺい率が60パーセント以下の建築物のうち、敷地形状等により後退距離を確保することが著しく困難と認められる場合についてはこの限りでない。</p> <p>(オ) 建築物と道路との間には、敷地条件に応じて樹木を植えることとする。</p>
3. 休憩所	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>休憩所は、中央整備計画区内に設置するものとし、整備に当たっては、中央整備計画区内宿舎事業に準じた取扱とする。</p>
4. 野営場	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>自然ふれあい施設整備計画区において、北海道が小規模な野営場を整備している。</p> <p>当該地区は、大雪山への登山利用者や夏の自転車及びバイクツーリングの利用者が多いことから、これらの利用実態を踏まえた対応を図る。</p>
5. 駐車場	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>環境省が中央整備計画区に立体駐車場を整備したほか、上川町も同計画区内において公共駐車場を整備している。これらの駐車場を適正に管理していくこととし、立体駐車場については、周囲の緑化に特に配慮する。</p>
6. 給・排水施設	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>上川町が給・排水施設を整備している。</p> <p>施設の再整備等を行う場合は、必要水量の動向を十分把握して規模を決定するものとし、眺望に配慮した整備を行うものとする。</p>
7. 博物展示施設	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>当該集団施設地区は当公園の最大の利用拠点であることから、黒岳をはじめとする大雪山連峰の自然の成り立ちや動植物の生態等を解説するため、環境省が中央整備計画区にビジターセンターを整備している。</p> <p>施設の維持管理及び美化清掃については、上川町等の協力を得ながら適切に行うものとする。また、自然保护教育活動の拠点として、自然観察会及び自然教室を実施し、パークボランティア等の活動拠点としても活用する。</p>

イ 勇駒別集団施設地区

事業の種類	取扱方針
1. 園地	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>集団施設地区内にある森林、滝、沢等の自然景観の探勝のため、環境省や北海道が園地及び園路を、東川町が冬季間はクロスカントリーコースとして利用される園路、休憩舎、駐車場等を整備している。</p> <p>再整備に当たっては、既設の自然探勝路の活用を検討とともに、新たな自然探勝路の整備も検討し、集団施設地区全体で自然探勝の利用が行われるよう努めるものとする。また、園路の下草払い等きめ細かい管理を実施する。</p>
2. 宿舎	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>本地区は、周囲の恵まれた風致景観や自然環境の探勝、旭岳方面への登山基地として、勇駒別線（道道）沿い両側の平坦部分に適当な間隔において民間のホテル等が事業執行している。地域の特性を活かしながら、利用者のニーズに対応した滞在型の保養基地として施設を整備する。</p> <p>整備に当たっては、以下のとおり取扱を定める。</p> <p>＜審査基準＞</p> <p>①建築物の規模、壁面後退等</p> <p>(ア) 建築物の高さは、棟ごとに 20 メートル以下とする。</p> <p>(イ) 隣接する公園事業施設の建築物との間隔は 50 メートル以上とし、また、原則として勇駒別線道路（車道）の路肩から 20 メートル以上後退させる。ただし、この基準を満たしていない既存施設の増築及び建替えについては、既存施設の後退距離を許容するが、敷地条件に応じて道路から後退させるものとする。</p> <p>(ウ) 外部のデザインは単純な形態とし、原則として自然の素材を利用する。なお、複数の建築物がある場合は、地域全体の調和を図るため、デザインや色彩を統一する。</p> <p>屋根の形状は、原則として切妻とする。</p> <p>(エ) 附帯施設としての駐車場は宿舎の収容力に見合った駐車スペースとし、自己敷地内に確保させる。</p>
3. 博物展示施設	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>当地区の自然探勝の利用を推進するための拠点施設として環境省が整備している。</p> <p>なお、エコツーリズムに関する幅広い情報提供や活動を支援していく施設として、自然環境教育活動やガイドの拠点としての機能も踏まえた管理運営を図る。</p> <p>施設の維持管理及び美化清掃については、東川町等の協力を得ながら適切に行うものとする。</p>
4. 野営場	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>公共野営場として林野庁が管理舎を、東川町がテントサイト、ファイヤーサークル、駐車場等を整備している。</p> <p>また、野営場の一部は、冬季間に限り、クロスカントリースキーコースとして使用されているが、今後も冬季の自然観察路としての整備を検討する。</p>

5．駐車場	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>旭岳方面への登山及び周辺の自然探勝のための基地となることから、東川町が駐車場を整備し、環境省により整備されたビジターセンターの利用者にも利用されている。高山植物の開花や紅葉のシーズンには道道沿線に車両が路上駐車することのないように、必要な措置を行うとともに、既存の駐車場への誘導等を関係機関と連携して実施するなど利用の適正化に必要な取組を行う。</p> <p>再整備等に当たっては、極力地形の改変及び支障木の伐採を最小限にするものとする。</p>
6．排水処理施設	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>東川町が公共下水道を敷設しており、地区の最下流部に処理場を整備している。</p> <p>施設の規模については現状程度とし、適切に維持管理するものとする。</p>

ウ 糠平集団施設地区

事業の種類	取扱方針
1. 園地	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>糠平野営場及び糠平湖汀線の隣接地において、糠平湖の展望、湖水とふれあう休息等の場として北海道及び上士幌町が湖畔園地を整備している。</p> <p>糠平宿舎事業施設及び一般国道 273 号の隣接地においては、来訪者や地域住民の休憩・交流の拠点及び国道を通行する利用者を温泉街へ誘引する役割をもつ公園として、上士幌町及び環境省が中央園地を一体的に整備している。</p> <p>また、中央園地や糠平宿舎事業施設と湖畔園地を接続する自然探勝路及び寺の沢河畔園地を上士幌町が整備している。</p> <p>現状施設の改修等に当たっては、湖畔園地においては糠平湖の展望を妨げないよう留意し、中央園地等においては小公園的な園地にふさわしいものを整備する。</p>
2. 宿舎	<p>＜審査基準＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事業施設の収容人員が 30 人以上 800 人以下であること。 ②建築物の水平投影外周線が、公園利用道路の路肩から 3.0 メートル以上、敷地境界線から 1.5 メートル以上それぞれ離れていること。 ③宿舎として利用される建築物が 30 メートル以下、その他の建築物が 13 メートル以下の高さであること。 ④建築面積の敷地面積に対する割合が 60 パーセント以下、延床面積の敷地面積に対する割合が 360 パーセント以下であること。 ⑤宿舎として利用される建築物の内部には、ホール、ロビー等のパブリックスペースが十分確保されること。 <p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>東大雪地域最大の公園利用拠点であり、自然探勝、温泉保養、野外レクリエーション等様々な目的の公園利用者を対象として、整備されている。</p>
3. 野営場	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>糠平湖畔において、湖水とのふれあい及び湖畔林の自然探勝の拠点として、林野庁が整備している。</p> <p>現状の区域内に多様な利用者に対応した施設の整備充実を図るものとする。</p>
4. 駐車場	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>当該集団施設地区を訪れる公園利用者の駐車場として、北海道及び上士幌町が整備している。</p> <p>施設の規模については現状程度とし、案内板等の整備を図る。</p>
5. 自動車運送施設	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>十勝地方の拠点都市である帯広市から、当該集団施設地区への公共交通機関の施設が整備されている。</p> <p>営業所等施設の規模は現状程度とし、整備に当たっては、休憩スペース及びバスの駐車スペースを確保する。</p>

6. 給水施設	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>糠平集団施設地区内の各種公園利用施設及び居住者の飲料水等を確保するため、上士幌町が整備している。</p> <p>施設の規模等は、利用者の動向を十分把握して決定するものとし、浄水施設、配水施設等関連施設の整備に当たっては、周囲の自然環境との調和を図るよう留意するものとする。</p>
7. 博物館	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>本公園の自然や歴史等に関する資料を収集、保管及び展示するための施設として、上士幌町が博物館（ひがし大雪博物館及び鉄道資料館）を整備している。</p> <p>規模は現状程度とし、ひがし大雪博物館は機能をひがし大雪自然館に移転したことから、施設及び周辺地域の利活用について検討を進めている。</p>
8. 博物展示施設	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>東大雪地域全体の自然体験や自然環境保全に関する解説・活動拠点として、環境省と上士幌町による合築施設（ひがし大雪自然館）が整備されている。</p> <p>施設の維持管理については、環境省と上士幌町が連携して適切に行うものとする。また、自然保護教育活動の拠点としての機能を踏まえた管理運営を図る。</p>

3) 単独施設

名 称	事業の種類	取 扱 方 針
愛山渓温泉	宿 舎	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>永山岳及び北鎮岳方面、沼ノ平方面、松仙園への登山利用並びに温泉周辺の自然探勝及び湯治利用の拠点として利用者が多く、宿泊及び休憩地として上川町が宿舎を整備している。</p> <p>施設の規模は現状程度とし、施設の改修に当たっては、自然環境との調和に留意するものとする。</p>
銀河流星ノ滝	園 地	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>銀河流星ノ滝を展望する場所として、利用者も多く、林野庁、北海道及び上川町が公衆トイレ、園路、駐車場等を整備している。</p> <p>当該園地の恵まれた環境をより有効に活用するため、利用状況に応じて再整備を検討する。なお、施設の整備に当たっては、対岸の景観眺望を十分確保するよう留意するものとする。</p>
大函	園 地	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>柱状節理の切り立った岩壁を展望する場所として利用者も多く、北海道及び上川町が展望台及び駐車場等を整備している。</p> <p>当該園地の恵まれた環境をより有効に活用するため、利用状況に応じて既存施設等の再整備を検討する。なお、施設の整備に当たっては、対岸の景観眺望を十分確保するよう留意するものとする。</p>
黒岳	宿 舎	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>黒岳から御鉢巡り若しくは大雪山連峰縦走の中継基地として、簡易宿舎が整備されている（許可工作物）が、老朽化が進んでいる。</p> <p>再整備する場合の施設の規模は、現状程度又は小規模の増築程度とし、施設の改修に当たっては、自然改変を原則少なくし、周辺の自然環境との調和に留意する。</p>
銀泉台	園 地	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>赤岳、旭岳、黒岳等の登山口であり、第一花園、第二花園、コマクサ平等の自然探勝者も多く、これら公園利用者の休憩場所として、上川町が公衆トイレ等（許可工作物）を整備している。紅葉期の利用集中時にはマイカー規制を行っている。</p> <p>施設の規模については、現状程度とし、施設の改修等に当たっては、周囲の風致景観との調和に留意する。</p>
白楊平	園 地	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>ダム湖の展望及び湖水とふれあう休憩等の場として、林野庁が園路、公衆トイレを整備している。</p> <p>施設は、大幅な自然改変を避け、極力立木を残し快適な林間園地として整備するものとする。</p>

白雲岳	避難小屋	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>大雪山連峰等の登山者の避難施設として、環境省が避難小屋を整備している。</p> <p>大雪山グレード5の原生的な自然に立ち入るためのゲート施設として利用者に対して適切な情報提供を行う。また、周辺登山道の荒廃に対応する拠点施設としての機能も踏まえた管理運営を図る。</p> <p>施設の規模は、現状程度とし、施設の改修に当たっては、周囲の風致景観との調和に留意する。今後、公衆トイレの位置及び処理方法等について検討する。</p>
石北峠	園 地	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>北見方面からの公園入口に当たる峠であり、遠く大雪及び石狩連峰を望む展望園地として、北海道が利用者のための公衆トイレ等を整備している。</p> <p>施設の規模は、現状程度とし、施設の改修等に当たっては、周囲の風致景観との調和に留意する。</p>
高原温泉	園 地	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>白雲岳、緑岳、大雪高原温泉沼めぐり登山コース等の利用拠点であり、北海道及び上川町等が管理する土地が駐車場スペースとなっている。紅葉期の利用集中時にはマイカー規制が行われている。</p> <p>草地園地は、休日など利用者が集中して駐車場が不足する場合に駐車場としても使用できるようにする。また、積極的に植樹を行い駐車場及び草地園地内に緑地帯を確保する。なお、駐車場については、簡易舗装程度とし、アスファルト、コンクリート等の舗装は行わない。</p>
	宿 舎	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>白雲岳、緑岳、大雪高原温泉沼めぐり登山コース等の利用拠点である。</p> <p>施設の再整備に当たっては、極力既存樹林を残置するよう配置し、切妻大屋根の形態を原則とする。高さは棟ごとに13メートル以下とする。なお、原則都会的なデザインを排し、山奥の静かな環境の中での保養宿舎としての雰囲気を保つものとする。</p>
	博物展示施設	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>大雪高原温泉沼めぐり登山コースの利用拠点であり、高原温泉周辺の自然環境、特にヒグマについての学習及び山岳情報を提供するための施設（鳥獣保護区管理棟）として、環境省が整備している。公園利用者とヒグマとの遭遇事故を未然に防止するために定められた同コースの利用ルールを周知するなど、利用者に対するレクチャーが行われ、適切な情報提供や知識の普及が行われている。</p> <p>公園事業施設ではないが、博物展示施設としての機能を有していることから、今後とも適切な維持管理に努める。</p>

忠別岳南	避難小屋	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>大雪山連峰等の登山者の避難施設として、北海道が整備している。</p> <p>施設の規模は現状程度とし、施設の改修に当たっては、自然環境との調和を図り整備する。今後、公衆トイレの位置及び処理方法等について検討する。</p>
姿見の池	園 地	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>姿見の池及びその周辺は、旭岳を背景とした火口湖及び高山植物のお花畠となっており、北海道が園路、展望広場等を整備している。</p> <p>高山植物保護のため、北海道、東川町大雪山国立公園保護協会等の協力により、園路にはロープを張り、周辺植生に立ち入らないよう努めるものとする。</p> <p>施設の規模については、現状程度とするが、特に混雑が見られ、周囲の植生に悪影響を及ぼす場合は、この限りでない。</p>
	避難小屋	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>旭岳方面への縦走登山者の避難施設として、北海道が整備している。</p> <p>施設の規模については現状程度とし、適切に維持管理するものとする。</p>
天人峡	園 地	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>羽衣の滝等の探勝歩道として、北海道が園路、公衆トイレ等を整備している。</p> <p>現況施設を適切に維持管理するものとする。</p>
宿 舎	宿 舎	<p><審査基準></p> <p>整備に当たっては、地域の特色である渓谷の保護を図るとともに風致景観を考慮し、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア 建築物の規模</p> <p>建築物の高さは、27メートル以下とする。</p> <p>イ デザイン及び材料</p> <p>外部デザインは単純な形態とし、極力自然の素材を利用する。なお、一つの事業に複数の建築物がある場合は、事業施設の調和を図るため、デザイン及び色彩を統一する。</p> <p><指導方針・管理方針等></p> <p>忠別川の柱状節理の岸壁からなる渓谷景観が優れた地域に位置し、温泉宿、自然探勝及び登山基地として利用されている。</p>
	駐車場	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>天人峡地区を訪れる公園利用者の駐車場として、北海道及び東川町がそれぞれ駐車場等を整備している。</p> <p>附帯施設として整備されている公衆トイレは撤去されており、再整備の必要がある。</p>
白金温泉	園 地	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>白金温泉のほぼ中央にあり、十勝岳連峰を一望できる展望園地として、美瑛町が駐車場、公衆トイレ等を整備している。</p> <p>施設の規模については現状程度とし、適切に維持管理するものとする。</p>

美瑛富士	避難小屋	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>美瑛富士の東0.7キロメートルの地点に十勝岳連峰及び大雪山縦走登山者の避難施設として、美瑛町が設置している。</p> <p>避難小屋に隣接して、携帯トイレベースを環境省が設置している。</p> <p>施設の規模については現状程度とし、適切に維持管理するものとする。</p>
十勝岳	避難小屋	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>十勝岳の北西2.5キロメートルの地点に十勝岳連峰及び大雪山縦走登山者の避難施設として、林野庁が設置している。</p> <p>施設の規模については現状程度とし、適切に維持管理するものとする。</p>
望岳台	園地	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>十勝岳連峰を一望できる展望園地として、また、十勝岳及び美瑛岳への登山基地として、北海道が園地、駐車場等を整備している。</p> <p>案内板等が老朽化し、園地の範囲が不明確になっていることから、園路の範囲を記した案内板や園路にはロープを張る等、施設の再整備を図り、周辺植生に立ち入らないよう努めるものとする。</p>
吹上温泉	園地	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>本地区は、十勝岳温泉と望岳台を結ぶ連絡道路のほぼ中間に位置していることから、十勝岳連峰への登山基地になっているほか、自然豊かな温泉保養地である。</p> <p>吹上の湯として有名な露天風呂があり、北海道が公衆トイレを、上富良野町が駐車場、園路等を整備している。</p> <p>施設の規模については、現状程度とし、施設の改修等に当たっては、周囲の自然景観との調和に留意する。</p>
宿舎		<p><審査基準></p> <p>自然に囲まれた環境を維持するため、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア 建築物は2階建て以下とする。</p> <p>イ 建ぺい率の制限は特に設けないが、道路からの壁面後退距離を原則とすることとする。</p> <p><指導方針・管理方針等></p> <p>自然豊かな温泉保養地として上富良野町が宿泊施設を整備している。</p> <p>近年は交通網の発達により自家用車等による小人数の利用者が増加しつつあるとともに、利用形態も多様化しており、利用者のニーズに対応した保養基地として、施設を整備するものとする。</p>
野営場		<p><指導方針・管理方針等></p> <p>十勝岳周辺の自然探勝及び登山基地並びに防災用ヘリコプター離着陸用広場として、上富良野町が多目的利用の野営場を整備している。</p> <p>当地区の登山基地として良好な利用が行えるよう整備する。</p>

十勝岳温泉	園 地	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>富良野岳及び上ホロカメットク山が一望できる休憩地であるとともに登山基地として、北海道が公衆トイレ、駐車場等を整備している。</p> <p>園地周辺にある宿舎とこれらの施設が一体となり機能するよう指導する。</p> <p>今後、良好な自然探勝ができるよう園路を充実するものとする。</p>
	宿 舎	<p><審査基準></p> <p>今後、施設の整備については、周辺の風致景観や自然環境との調和に留意しながら、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>①建築物は3階建て以下とする。</p> <p>②建ぺい率の制限は特に設けないが、道路からの壁面後退距離を原則とすることとする。</p> <p><指導方針・管理方針等></p> <p>登山基地及び安政火口への自然散策拠点として利用されている。</p> <p>当地区の自然探勝の利用を推進するため、展示など情報発信機能を持たせることを検討する。</p>
士幌高原	園 地	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>東ヌプカウシヌプリ山麓に位置し、十勝平野、日高山脈等が一望できる展望園地として、士幌町がセンターハウス、園路、駐車場、展望台等を整備している。</p> <p>眺望対象となる周囲の雄大な風致景観と調和した空間の確保に留意するものとする。</p>
	野営場	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>隣接する東ヌプカウシヌプリ、白雲山、天望山等の登山基地として、また、良好な周辺天然林等の自然探勝の拠点として、士幌町がコテージ、テントサイト及びキャビンを整備している。</p> <p>周囲の風致景観との調和と、空間の確保に留意するものとする。</p>
三国峠	園 地	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>ニペソツ山、ウペペサンケ山及び十勝三股地区の広大な樹海の展望地点として、北海道及び上士幌町が公衆トイレ及び休憩所を整備している。</p> <p>周辺の優れた自然環境を保護するため、今後とも施設の規模については、現状程度とし、施設の改修等に当たっては、展望の支障とならないよう留意するものとする。</p>

幌加温泉	宿 舎	<p><審査基準></p> <p>自然林に囲まれた優れた環境と、湯治場温泉旅館としての趣を維持するため、既存宿舎の増改築を原則とし、増改築に当たっては、以下の要件を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①高さは、13メートル以下であること。 ②道路からの壁面後退距離を、現状程度、あるいはそれ以上確保すること。 ③増改築部分の構造、形態、色彩及び材料は、既存部分と同様のものであること。 <p><指導方針・管理方針等></p> <p>天狗岳及びニペソツ山の登山基地として、また湯治場等として利用されている。</p>
糠平ダム	園 地	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>糠平ダムのほぼ全景、ウペペサンケ山及び石狩連峰の展望地点である。</p> <p>施設の規模は現状程度とし、展望に支障が生じないよう適切に維持管理するものとする。</p>
糠平温泉	スキー場	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>「国立公園におけるスキー場事業の取扱について」（平成3年6月7日付環自国第315号自然保護局長通知）によるほか、「大雪山国立公園糠平スキー場事業取扱要領」（※資料編参照）によるものとする。</p>
幌鹿峠	園 地	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>糠平集団施設地区と然別湖畔を結ぶ中間点に位置し、優れた自然林に囲まれた休憩場所として、峠標識等の既存施設の適切な維持管理を図る。</p> <p>周辺の優れた自然環境を保護するため、今後とも施設の規模については現状程度とし、施設の改修等に当たっては周辺の自然環境の保全に留意するものとする。</p>
然別峡	園 地	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>良好な自然林内を散策し、自然とのふれあいを体験できる園地として、鹿追町が園路駐車場、公衆トイレ等を整備している。</p> <p>良好な自然林の環境を保全するため、施設の規模は、現状程度とし、老朽化した施設の再整備を検討するものとする。</p>
	宿 舎	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>良好な自然林に囲まれた静寂な温泉である。</p> <p>施設の規模は現状程度とし、施設の適切な維持管理を図るものとする。</p>
	野営場	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>然別峡園地及び自然湧出している温泉に隣接しており、自然探勝の拠点として、林野庁及び鹿追町が野営場を整備している。静寂な雰囲気を持つ自然環境を保全するため、区域は現状の範囲程度とし、施設の適切な維持管理を図るものとする。</p>

山田温泉	宿 舎	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>北海道の天然記念物に指定されているミヤベイワナの産卵河川であるヤンベツ川畔に位置し、良好な天然林に囲まれた静寂な雰囲気を持つ自然環境に恵まれた宿舎を、鹿追町が整備している。</p> <p>良好な自然環境の保全と静寂な雰囲気を維持するため、施設は現状の位置において、既存の高さを超えない程度での、建替えのための新築又は小規模な増築を原則とする。</p>
然別湖北岸	野営場	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>然別湖北岸汀線に接する野営場として、並びに湖水とのふれあい及び良好な周辺天然林の自然探勝の拠点として、林野庁等が施設を整備している。</p> <p>良好な自然環境を保全するため、区域は現状の範囲程度とし、多様な利用者に対応した施設の整備を図る。</p>
然別湖畔	園 地	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>然別湖汀線に接しており、湖水とのふれあいの場として、及び、「唇山」の愛称を持つ天望山、白雲山等対岸の眺望地点として、鹿追町により小規模の広場とベンチが整備されている。</p> <p>当該園地の恵まれた自然環境をより有効に活用するため、広場、園路等の維持管理を適切に行う。</p> <p>なお、施設の整備に当たっては、対岸景観の眺望を十分確保するよう留意するものとする。</p>
	宿 舎	<p><審査基準></p> <p>施設の整備に当たっては、当地区の各地点からの湖水及び対岸景観の眺望の維持確保に留意するとともに、以下の要件を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①建築物の水平投影外周線は、公園事業道路等の路肩及び敷地境界線から現状程度、あるいはそれ以上離れていること。 ②宿舎として利用される建築物の高さは、32 メートル以下、その他の建築物の高さは、13 メートル以下であること。 ③建築面積の敷地面積に対する割合は、60 パーセント以下であること。 ④宿舎として利用される建物の内部には、ホール及びロビー等のパブリックスペースが十分確保されていること。 <p><指導方針・管理方針等></p> <p>然別湖畔に宿舎が整備されている。</p> <p>対岸景観の眺望等に恵まれた自然環境の保全を図るため、施設の規模は、現状程度とし、適切な整備を図るものとする。</p>

舟遊場	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>良好な自然環境に恵まれた周辺の景観を、ゆったりと湖水上から眺望する施設として、公園事業として執行されていないが、手こぎボート、カヌー等が設置されている。</p> <p>良好な自然環境の保全と静寂な雰囲気を維持するため、桟橋は現状の2基として、ボートは、手こぎボート、カヌー等動力を使用しないものとする。</p> <p>また、ボート等の設置に際しては、然別湖のイメージを損なわないよう、原則単純なデザイン、落ち着いた色彩のものを導入するよう指導する。</p>	
駐車場	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>当該地区を訪れる公園利用者の駐車場として、北海道及び鹿追町が整備している。</p> <p>現状施設を適切に維持管理し、機能の充実を図る。</p>	
給水施設	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>公園利用施設、居住者の飲料水等を確保するため、鹿追町が整備している。</p> <p>現状施設を適切に維持管理し、機能の充実を図る。</p>	
排水施設	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>然別湖の水質を保全するため、鹿追町が整備している。</p> <p>現状施設を適切に維持管理し、機能の充実を図る。</p>	
白雲橋	博物展示施設	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>当該地区の自然探勝利用を推進するための施設として整備する。現在鹿追町が所有する建物が存在しており、整備に当たっては、高さ及び規模については現状程度とし、自然環境に影響を与えないよう設計、工法等を検討する。</p>
扇ヶ原	園地	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>然別湖畔入口に位置し、十勝平野及び日高連峰を一望できる展望園地として設置されている。</p> <p>現状の施設は、糠平然別線道路（車道）事業の附帯施設として、北海道が公衆トイレ、駐車場等を整備している。</p> <p>施設の規模については現状程度とし、眺望対象の雄大さを損なわないよう、施設は原則道路側に設置するものとする。</p>
ヒサゴ沼	避難小屋	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>大雪山縦走路のほぼ中間に位置しており、トムラウシ山の登山者及び縦走登山者の避難施設として、北海道が整備している。</p> <p>本公園の指定湖沼の一つであるヒサゴ沼に隣接しており、周辺の歩道の整備と併せ適切な管理を行う。</p> <p>ヒサゴ沼の水質の保全のため、附帯トイレの位置や構造、処理方式等について、今後検討を行う必要がある。</p>
トムラウシ温泉	園地	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>トムラウシ温泉宿舎に隣接して宿泊利用者の散策及びトムラウシ山登山者の休憩の場として、北海道及び新得町が園路、駐車場、公衆トイレ等を整備している。</p> <p>現状施設を適切に維持管理し、機能の充実を図る。</p>

宿 舎	<指導方針・管理方針等> トムラウシ山登山口に位置することから、登山の拠点として、また、トムラウシ望岳台園地など周辺の良好な自然の探勝の拠点として、新得町が事業執行している。 施設の規模は現状程度とし、既存施設の適切な維持管理を図るものとする。		
野営場	<指導方針・管理方針等> トムラウシ温泉に近接した野営場で、トムラウシ山の登山基地として、また、周辺散策の拠点として、林野庁が施設を整備している。 良好な自然環境を保全するため、区域は現状の範囲程度とする。		
トムラウシ 望岳台	園 地	<指導方針・管理方針等> トムラウシ温泉からトムラウシ山登山口へ向かう林道沿線に位置し、トムラウシ山から五色ヶ原及びニペソツ山等が一望できる展望園地として、林野庁が案内板（許可工作物）を整備している。 展望の阻害を避けるため、施設の規模は現状程度とする。	
白雲望岳台	園 地	<指導方針・管理方針等> 新得町からトムラウシ温泉に向かうトムラウシ温泉線の峠付近に位置し、十勝岳連峰が一望できる展望園地として、林野庁が展望台及び案内板（許可工作物）を整備している。 周辺樹木の生長により展望が失われていることから、自然景観を損なわない範囲で、必要最低限の整備を図る。	
上ホロカメ ットク山	避難小屋	<指導方針・管理方針等> 十勝岳連峰の縦走登山者の避難施設として、北海道が整備している。 周辺の歩道の整備と併せて適切な管理を行うものとする。 今後、公衆トイレの位置及び処理方法等について検討する。	
十勝三股	園 地	<指導方針・管理方針等> 東大雪の山々を展望し、十勝三股地区の植生復元を主体とする環境教育を行うための園地として、環境省が園路を整備している。 山岳景観の眺望を確保することとし、新たな場所での建物等の新規整備は行わず、植生復元や環境教育・歴史教育等を行うための、必要最低限の整備を行う。	

4) 道路

ア 車道

名 称	取 扱 方 針
層雲峠ルベシベ線 (一般国道 39 号)	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>本路線は、旭川及び網走方面から層雲峠集団施設地区に至る主要利用道路として、北海道開発局が整備している。沿線は、石狩川両岸にそびえ立つ柱状節理が見られる等、景観に優れており利用者が多い。</p> <p>また、災害のおそれの大きな路線であるため、今後とも安全施設（ロックシェッド等）の設置並びに法面の整形及び安定化のための工事が予想される。これらについては、当該路線が公園利用上、車窓からの峡谷岩壁景観観賞に非常に重要な意義を有しているため、これとの整合に留意しつつ整備するものとする。特に陸万公園入口から大函までの区間の改良工事については、景観確保、工作物のデザイン及び色彩について、最大限留意するものとする。</p>
愛山渓線	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>本路線は、一般国道 39 号の安足間から愛山渓温泉への到達道路として、北海道が整備している。沿線は、森林景観に優れておりマイカー利用者も多い。冬期間は閉鎖されている。</p> <p>未改良区間の改良に当たっては、極力現道を利用した法線とし、大幅な地形の改変は行わないものとする。</p>
銀泉台線	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>本路線は、一般国道 273 号の湖畔橋から銀泉台への到達道路として、北海道が整備している。沿線は、大雪山北方稜線の山並景観に優れている。冬期間は閉鎖されており、秋季の利用集中期にはマイカー規制を行っている。</p> <p>当該道路は、一部が舗装されているが未改良区間が多い。今後の改良に当たっては、現道の幅のままでアスファルト舗装を実施するものとし、特にこの路線が排水不良による洗掘で路面が荒廃しやすいことから、必要最小限の排水施設及び安全施設（ガードロープ）を設置することとする。また、冬期間は国有林野事業以外の一般供用は行わないものとする。</p>
高原温泉線	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>本路線は、一般国道 273 号線高原大橋から高原温泉への到達道路として上川町が整備している。沿線は、森林景観に優れている。冬期間は閉鎖されており、秋季の利用集中期にはマイカー規制を行っている。</p> <p>石狩川本流等河川脇に道路が設置されているため、災害の危険性がある一方、自然度の高い路線であることから、必要最小限の防災対策を講じるものとする。</p> <p>また、冬期間は国有林野事業以外の一般供用は行わないものとする。</p>

勇駒別線	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>本路線は、旭川方面から勇駒別集団施設地区を結ぶ重要な道路として、北海道が整備している。</p> <p>道路の改良は、ほぼ完了しているが、今後は快適な道路空間づくりをするよう働きかける。なお、道路沿線の美化清掃が適切に行われるよう調整を図る。また、道路改良に伴い生じている旧道敷地の森林への移行について適切な措置を講ずる。</p> <p>冬期交通の安全性を確保するため、線形の修正を図る。</p>
天人峡線 (国立公園界～天人峡温泉入口の区間（道道天人峡美瑛線）)	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>本路線は、美瑛町から天人峡温泉への到達道路として、北海道が整備している。両側が柱状節理の岸壁からなる渓谷で、車窓景観にも優れていることから利用者が多い。反面、多雪地帯であることから雪崩や落石事故発生の危険性があるが、路線のトンネル化及びロックシェッドやスノーシェッド等付帯施設の整備は、ほぼ完了しており、今後は適切な維持管理を図るものとする。</p> <p>また、道路に並行する忠別川は、河川氾濫を起こし、度々、道路が被災していることから、必要な対策を図るものとする。</p>
(天人峡入口～天人閣の区間（町道天人峡道路）)	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>本路線は、道道天人峡美瑛線終点から羽衣の滝線歩道入口までを東川町が整備している。</p> <p>改良工事に当たっては、極力現道を利用し、自然環境への影響に留意するものとする。</p>
美瑛望岳台線	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>本路線は、十勝岳の利用拠点である白金温泉と望岳台を結ぶ重要な利用道路である。白金温泉から望岳台分岐までの区間を北海道が、望岳台分岐から望岳台までを美瑛町が整備している。</p> <p>現状施設の適切な維持管理を図るものとする。</p> <p>美瑛町道の再整備に当たっては、望岳台周辺整備と併せて道路法線を検討するものとする。</p>
十勝岳山麓線	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>本路線は、望岳台と十勝岳温泉を結ぶ重要な利用車道であり、北海道が整備している。現在、吹上温泉から望岳台までの区間は、冬期間に閉鎖されている。</p> <p>現状施設の適切な維持管理を図るものとし、今後の整備に当たっては、周囲の泥流跡地景観への影響を極力排除するよう留意するものとする。</p>
十勝岳温泉線	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>本路線は、富良野方面と十勝岳温泉を結ぶ重要な利用車道であり、北海道が整備している。路線の途中から吹上温泉、望岳台、白金温泉への分岐点となっていることから、利用者が多い。沿線は森林景観に優れている。</p> <p>当該道路は、急勾配及び急カーブの連続であることから、その一部について線形改良等を行っている。今後改良を要する区間は、極力現道を利用し、土工事の少ない工法とし、自然環境に留意するものとする。</p>

士幌高原線	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>本路線は、士幌高原及び白雲山登山口へと到達する利用車道であり、白雲山登山口より北側の区間は、士幌高原単独施設と然別湖畔を結ぶ利用車道として計画・整備されていたが、平成 11 年 3 月に未開削区間の工事の取りやめが表明され、現在では白雲山登山道の一部として利用されている。</p> <p>現状施設の適切な維持管理を図るものとし、不要な舗装については撤去を検討する。</p>
大雪ダム糠平上士幌線 (一般国道 273 号の区間)	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>本路線は、本公園の最大の拠点である層雲峠集団施設地区と東大雪地区の最大の拠点である糠平集団施設地区を結ぶ重要な車道として、北海道開発局が整備している。</p> <p>当該道路は、糠平地区を除き基本的な改良工事をほぼ完了しているが、改良により廃道となった路線及びその法面の現状回復が適切に行われるよう調整を図るものとする。なお、今後の法面改良については、早期緑化と森林造成についても配慮するものとする。</p> <p>また、エゾシカとの衝突事故等が多発する区間であり、事故防止に留意するものとする。</p>
(町道糠平線の区間)	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>本路線は、糠平集団施設地区から鉄道資料館、糠平ダム園地への連絡路線として、糠平湖畔沿いの一般国道 273 号の旧道を上士幌町が整備している。</p> <p>道路の規模については現状程度とする。道路整備に当たっては、利用者の交通安全確保上必要最小限とし、自然環境への影響を極力排除するよう留意するものとする。</p>
(町道幌加線の区間)	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>本路線は、一般国道 273 号から幌加温泉への連絡路線として、上士幌町が整備している。</p> <p>道路の規模については現状程度とする。道路整備に当たっては、利用者の交通安全確保上必要最小限とし、自然環境への影響を極力排除するよう留意するものとする。</p>
糠平原別線	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>本路線は、然別湖畔と東大雪地区最大の拠点である糠平集団施設地区を結ぶ重要な利用車道で北海道が整備している。</p> <p>当該道路は、基本的な改良を終えているが、今後、然別湖及び駒止湖沿線等の風致景観上極めて重要な地区において改良を行う場合には、自然環境への影響の排除に最大限留意するものとする。</p>
然別峡線	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>本路線は、然別湖畔と然別峡を結ぶ利用車道で、北海道が整備している。</p> <p>当該道路は、基本的な改良を終えているが、整備に当たっては、自然環境への影響を極力排除するよう留意するものとする。</p>

トムラウシ温泉線	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>本路線は、新得町方面からトムラウシ温泉地区へ到達する利用車道で、北海道及び新得町が整備している。</p> <p>北海道が整備した公園入口から二股地区までについては、維持管理に当たり、自然環境への影響を極力排除するよう留意するものとする。</p> <p>新得町整備区間及び北海道整備区間の一部については、未舗装で今後改良を要する。</p> <p>改良を要する区間の整備に当たっては、自然環境への影響を極力排除するよう留意するものとする。</p>
----------	--

イ 自転車道

名 称	取 扱 方 針
層雲峠峡谷線	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>本路線は、小函、大函を結ぶ路線として、旧国道から町道に移管され、自転車、歩行者専用道路として上川町が整備している。近年落石が多く、ほぼ全区間閉鎖されている。</p> <p>落石等による災害防止のため、閉鎖措置と併せて必要最小限の安全策を講じるが、峡谷の核心部であるため、その設置は特に慎重に行うものとする。</p>
糠平湖畔線	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>本路線は、糠平集団施設地区と糠平ダム園地を結ぶ糠平ダム湖畔探勝自転車道(歩道と共に)として糠平湖畔沿いの一般国道273号の旧道を上士幌町が整備している。</p> <p>道路の規模は現状程度とする。道路整備に当たっては、利用者の交通安全確保上必要最小限とし、自然環境への影響を極力排除するよう留意するものとする。</p>

ウ 歩道

名 称 【事業執行者】※注1	取 扱 方 針
原始ヶ原線 【未執行】	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>富良野市三の沢歩道分岐からニングルの森を経由し五反沼までの湿原探勝路は、林間コース（天使の泉、広原の滝を経由する。）と滝コース（不動の滝、勝竜の滝を経由する。）の2コースがある。湿原探勝路は、湿原の高山植物が踏圧により荒廃していることから、植生保護のため、歩行区域を設定する等必要な措置を講ずる必要がある。</p> <p>整備、補修、維持管理（※注2）に当たっては、沿線の自然環境の保全に留意することとし、利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。</p>
層雲峠ニセイカウシュッペ山線 【未執行】	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>層雲峠集団施設地区からニセイカウシュッペ山頂を経由し清川を結ぶ登山道として整備する。当該沿線から大雪山連峰が一望できる登山道として利用者が多い。</p> <p>朝陽山からニセイカウシュッペ山までは、過去の歩道跡がなくなり自然状態に復しているため、当該区間の整備に当たっては、自然環境の保全の観点から整備方法等について検討する。</p> <p>当該区間以外の整備、補修、維持管理に当たっては、自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため必要最小限とする。荒廃区間の改良に当たっては、沿線の自然の改変を原則避ける。</p>
層雲峠勇駒別線 【環境省・北海道・民間事業者】	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>層雲峠集団施設地区を起点として黒岳及び北海岳を経由するコースと中岳を経由するコースがあり、旭岳、姿見の池、天女ヶ原及び勇駒別集団施設地区に連絡する幹線登山道として、案内板、指導標、誘導柵等が整備されている。建替え及び改良が行われているが、老朽化及び荒廃が進んでいる。</p> <p>一部には、植生保護のため木道等が整備されており、利用者の事故防止、湿原植物の保護のため、補修等を実施する。</p>
層雲峠銀河流星ノ滝線 【未執行】	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>層雲峠集団施設地区から銀河流星ノ滝への探勝歩道として整備を検討する。</p> <p>整備に当たっては沿線の自然改変を極力避ける。</p>
紅葉谷線 【上川町】	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>層雲峠集団施設地区から紅葉谷への探勝歩道として整備する。</p> <p>整備、補修、維持管理に当たっては沿線の自然改変を極力避ける。</p>
雲井ヶ原線 【未執行】	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>愛山渓温泉から雲井ヶ原への探勝歩道として整備する。</p> <p>自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。</p> <p>湿原部分には、木道の整備を適切に行い、湿原植物の保護を図る。</p>

愛山渓北鎮岳線 【環境省・北海道】	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>愛山渓温泉から永山岳及び比布岳を経由し、北鎮岳歩道合流点への登山道として整備されている。</p> <p>登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため、補修等を実施する。</p> <p>また、安全性の確保のため、必要に応じて一部の区間を閉鎖する等の措置を講じる。</p>
松仙園線 【環境省】	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>愛山渓温泉歩道分岐点から沼ノ平歩道合流点への登山道として整備する。</p> <p>整備、補修、維持管理に当たっては、沿線の自然の改変を極力避け、湿原部分は木道の整備を適切に行い湿原植物の保護を図る。</p> <p>登山者がぬかるみを避けて登山道周辺の植物を踏みつけないよう登山道からの排水、簡易木道の設置等の維持管理をきめ細やかに行う。</p> <p>「松仙園地区適正利用推進計画」(平成29年2月、北海道地方環境事務所)に基づき定められた利用ルールを遵守するよう指導する。</p>
沼ノ平姿見の池線 【環境省・北海道】	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>沼ノ平歩道分岐点から当麻乗越及び裾合平を経由し、姿見の池を結ぶ登山道として整備されている。裾合平から姿見の池までの歩道沿線は、高山植物も多く起伏が少ないとから植物探勝に好適なコースであり、利用者が多い。</p> <p>登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため、補修等を実施する。</p>
当麻岳線 【未執行】	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>比布岳歩道分岐点から当麻岳を経由し、当麻乗越歩道合流点への登山道として既設歩道がある。</p> <p>自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事故防止及び高山植物保護のため、整備、補修等を検討する。</p>
中岳裾合平線 【環境省・北海道】	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>中岳南歩道分岐点から中岳温泉を経由し、裾合平歩道分岐点までを結ぶ登山道として整備されている。当該歩道の沿線は、高山植物も多く起伏が少ないとから、植物探勝に良好なコースであり、利用者が多い。</p> <p>登山利用者の事故防止及び高山植物保護のため、補修等を実施する。</p>
大雪山縦走線 【環境省・北海道・未執行】	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>北海岳歩道分岐点から高根ヶ原、忠別岳、化雲岳、トムラウシ山、オプタテシケ山、美瑛岳、十勝岳、富良野岳を経由し、原始ヶ原へ至る縦走幹線登山道として整備されている。当該登山道は、大雪連峰及び十勝岳連峰を中心とした稜線にあることから、利用者が多い。</p> <p>沿線の自然の改変を極力避け、侵食防止のため必要に応じて保全対策を行い、登山利用者の事故防止及び高山植物保護のため、整備、補修等を実施する。</p>

銀泉台白雲岳線 【北海道】	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>銀泉台からコマクサ平及び赤岳を経由し、白雲岳への登山道として整備されている。当該歩道沿線は、高山植物が多く植物探勝を目的とした利用者も多い。</p> <p>整備、補修、維持管理に当たっては、沿線の自然の改変を極力避け、侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。</p>
高原温泉小泉岳線 【林野庁】	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>高原温泉から緑岳を経由し、小泉岳への登山道として整備されている。</p> <p>整備、補修、維持管理に当たっては、沿線の自然の改変を極力避ける。</p>
高原温泉高根ヶ原線 【北海道】	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>高原温泉から高原沼周回及び高根ヶ原への登山道として整備されている。紅葉の時期には、自然探勝を目的とした利用者も多い。沼周辺はヒグマの生息域でもあり、利用者の安全指導が必要である。</p> <p>このため、「大雪高原温泉地区管理運営計画」（案）に基づき定められている登山道の利用ルールを遵守するよう指導する。</p> <p>沿線の自然の改変を極力避けるため自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事故防止、湿原部分湿原植物の保護を図るため整備、補修、維持管理を適切に行う。</p>
ヤンベタップ五色岳線 【環境省・北海道・未執行】	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>ヤンベタップ川合流点から沼ノ原を経由し、五色ヶ原への登山道として整備されている。</p> <p>整備、補修、維持管理に当たっては、自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため十分な保全対策を行う。</p>
勇駒別周回線 【東川町】	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>勇駒別集団施設地区を起点として周辺の自然探勝を行うための探勝歩道として東川町が整備している。夏期は自然観察探勝、冬期はクロスカントリーコースとして整備検討するとともに既存探勝歩道についても維持管理が適正に行われるよう関係機関と調整を図る。</p> <p>現道の維持管理と利用者の事故防止及び利便性の確保のために必要な対策を行う。</p>
天人峡勇駒別線 【未執行】	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>天人峡温泉から勇駒別集団施設地区へ探勝するための探勝歩道であるが、現在、危険箇所があるため一部通行止めを行っている。</p> <p>整備に当たっては、沿線の自然環境の保全に留意し、原則として、立木の伐採は行わないものとする。また、利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。</p>

羽衣敷島の滝線 【北海道・未執行】	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>天人峡温泉から羽衣の滝までは北海道が整備している。その先の敷島の滝までは既設の探勝歩道があるが、現在、危険箇所があるため通行止めを行っている。</p> <p>整備に当たっては、利用者層に比較的高齢者が多いことから、安全な通行確保のため、天人峡温泉から羽衣の滝までは、歩道幅員 2.5 メートル以内、羽衣の滝から敷島の滝までは、1.5 メートル以内とする。</p>
天人峡化雲岳線 【林野庁】	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>天人峡温泉から小化雲岳を経由し、化雲岳への登山道として、林野庁が整備している。</p> <p>整備、補修、維持管理に当たっては、沿線の自然の改変を極力避け、侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。</p>
美瑛富士線 【未執行】	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>白金温泉から涸沢林道を経由し、美瑛富士への登山道として既設歩道がある。</p> <p>整備、補修、維持管理に当たっては、自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。</p>
白金温泉十勝岳線 【北海道・未執行】	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>望岳台から十勝岳避難小屋を経由し、十勝岳への登山道として、北海道が整備している。</p> <p>整備、補修、維持管理に当たっては、自然環境の保全に留意することとし、高山植物保護、侵食防止及び登山利用者の事故防止のため、ロープ張り等の整備について関係機関と調整を図る。</p>
望岳台十勝岳温泉線 【未執行】	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>望岳台歩道分岐から吹上温泉を経由し、十勝岳温泉への探勝歩道として既設歩道がある。</p> <p>現道の維持管理と利用者の事故防止及び利便性の確保のために必要な対策を行う。</p>
美瑛岳線 【未執行】	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>望岳台歩道分岐から雲ノ平を経由し、美瑛岳への登山道として既設歩道がある。</p> <p>整備、補修、維持管理に当たっては、自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため、現道の維持管理を適切に行うほか、特にポンピ沢の付近は、急斜面の箇所があり、ロープの設置等をし、歩行者の安全対策に留意する必要がある。</p>
三段山線 【上富良野町】	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>吹上温泉歩道分岐から三段山を経由し、十勝岳温泉への登山道として整備されている。現道の一部は危険な箇所があることから、整備、補修、維持管理に当たっては、現道の維持と登山利用者の事故防止及び利便性の確保のために必要な対策を行うものとする。</p>

富良野岳上ホロカメットク山線 【北海道】	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>十勝岳温泉から上ホロカメットク山及び富良野岳への登山道として整備されている。</p> <p>整備、補修、維持管理に当たっては、自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため、安政火口までは軽登山ルートとしてある程度の幅員を確保し、それ以奥は登山道として最小限の幅員とする。</p>
十勝三股ニペソツ山線 【未執行】	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>十勝三股及び幌加温泉からニペソツ山への登山道として、既設歩道がある。</p> <p>近年登山者の増加が著しいことから、登山道侵食が深刻化している。</p> <p>整備、補修、維持管理に当たっては、沿線の自然の改変を極力避けるとともに、登山道侵食防止のため排水工等を整備する。また、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。</p>
石狩連峰縦走線 【未執行】	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>十勝三股から石狩岳、音更岳、ユニ石狩岳への登山道として、また、これらの山を経由して沼ノ原、五色岳への縦走路として、既設歩道がある。</p> <p>整備、補修、維持管理に当たっては、沿線の自然の改変を極力避け、侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。</p>
糠平ウペペサンケ山線 【未執行】	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>糠平集団施設地区からウペペサンケ山の登山道として、既設歩道がある。</p> <p>整備、補修、維持管理に当たっては、沿線の自然の改変を極力避けることとし、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため十分な保全対策を行う。</p>
糠平天宝山線 【未執行】	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>糠平集団施設地区から天宝山への登山道として、既設歩道がある。</p> <p>整備、補修、維持管理に当たっては、現道の維持管理と登山利用者の事故防止及び利便性の確保のために必要な対策を行う。</p>
然別峠ウペペサンケ山線 【未執行】	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>然別峠からウペペサンケ山への登山道として既設歩道がある。</p> <p>整備、補修、維持管理に当たっては、自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。</p>
南ペトウトル山線 【未執行】	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>然別湖畔単独施設地区から、南ペトウトル山への登山道として、既設歩道がある。</p> <p>整備、補修、維持管理に当たっては、自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。</p>

天望山周回線 【林野庁・未執行】	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>トウマベツ川河口から天望山及び白雲山を経由して、トウマベツ川河口及び土幌高原に至る登山道として、林野庁が整備をしている。</p> <p>整備、補修、維持管理に当たっては、自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。</p>
駒止湖東ヌプカウシヌプリ線 【未執行】	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>駒止湖北側道々分岐点から白樺峠を経由して東ヌプカウシヌプリへの登山道として、既設歩道がある。</p> <p>整備に当たっては、沿線の自然の改変を極力避ける。</p> <p>整備、補修、維持管理に当たっては、自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。</p>
西ヌプカウシヌプリ線 【未執行】	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>扇ヶ原展望台から西ヌプカウシヌプリへの登山道として、既設歩道がある。</p> <p>整備、補修、維持管理に当たっては、自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため必要最小限とする。</p>
トムラウシ山線 【環境省・未執行】	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>トムラウシ温泉からトムラウシ山への登山道として、既設歩道がある。利用者の増加にともない事故も増加したため、一部ルートの付け替えを行っている。なお、登山口よりコマドリ沢までの区間は泥濘化、トムラウシ公園、南沼野営指定地付近などでは、複線化が深刻な状況となっている。</p> <p>整備、補修、維持管理に当たっては、沿線の自然の改変を極力避け、排水溝や植生への踏み込み防止措置を行うとともに、侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。</p>
トムラウシ温泉周回線 【未執行】	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>トムラウシ温泉から霧吹の滝を経由して、トムラウシ温泉に戻る自然探勝歩道として、歩道等を整備する。</p> <p>整備、補修、維持管理に当たっては、現道の維持管理と登山利用者の事故防止及び利便性の確保のために必要な対策を行う。</p>
曙橋十勝岳線 【未執行】	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>新得町屈足曙橋からトノカリ林道を経由して十勝岳への登山道として、既設歩道がある。</p> <p>整備、補修、維持管理に当たっては、自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。</p>
曙橋沼ノ原線 【未執行】	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>新得町曙橋からヌントムラウシ林道を経由して、沼ノ原への登山道として、既設の歩道部分を整備する。</p> <p>整備、補修、維持管理に当たっては、沿線の自然の改変を極力避け、侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。</p>

北海道自然歩道線 【北海道・未執行】	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>北海道自然歩道のうち、清水谷から糠平温泉、糠平湖を経て、十勝三股に至る探勝歩道であり、一部区間が整備されている。</p> <p>長距離自然歩道としての統一性を保ちつつ、糠平集団施設地区及び十勝三股集団施設地区との連携を重視した整備を図る。</p> <p>整備、補修、維持管理に当たっては、自然環境の保全に留意することとし、既存の歩道を最大限活用し、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため必要最小限とする。</p>
-----------------------	--

※注1…事業執行者については、案内標識等のみ整備する場合を除き、歩道の一定区間を管理している事業執行者のみを掲載している。

※注2…本項における「整備」は、自然公園法第10条第2項に基づく協議を行い新たに歩道を整備する場合、同条第6項に基づく協議を行い施設の規模及び構造を変更する場合等を意味する。また、「補修」は、施設の規模及び構造を変更しない範囲で歩道を修繕すること、「維持管理」は、巡視等による施設の点検を実施すること、ロープ張り、目印の設置や撤去など日常の管理をすることを意味する。

5) 運輸施設

事業の種類	位 置	取 扱 方 針
索道運送施設	層雲峠 (ロープウェイ)	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>層雲峠集団施設地区から黒岳、御鉢平、大雪山連峰縦走への登山利用及び黒岳5合目周辺からの山岳景観観賞利用のため、ロープウェイ及び駅舎を民間業者が整備している。5合目には園地を併設している。</p> <p>保守管理用道路の下刈り及び他法令により義務付けられるもの以外のロープウェイ索道線下の伐採は原則として実施しない。</p> <p>また、鉄塔の色彩は焦げ茶色とする。</p>
	黒岳 (リフト)	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>上記ロープウェイ5合目駅舎から300メートル程の場所から黒岳7合目まで延びている。登山利用及び7合目周辺からの山岳景観観賞のため、ロープウェイと同じ民間業者が整備している。</p> <p>リフトは夏冬併用とし、冬期間は周囲の林内又は無立木地においてスキー利用がなされている。コース整備のための土地造成や伐採は実施しない。</p> <p>また、スキー利用はリフト降り場地点で積雪1メートル以上の時点で開始するものとする。</p> <p>コースとして利用されている箇所の圧雪車の使用を認めるものとするが、圧雪車の使用により、周囲の樹木を損傷しないよう留意するものとする。</p>
	旭岳 (ロープウェイ)	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>旭岳の西側の山腹に位置し、勇駒別集団施設地区から旭平までの区間を民間業者が整備している。大雪山連峰への主要登山施設であり、姿見の池周辺の自然探勝利用者も多い。</p> <p>保守管理用道路の下刈り及び他法令により義務付けられるもの以外のロープウェイ索道線下の伐採は原則として実施しない。</p> <p>鉄塔の色彩は焦げ茶色とする。また、支柱及び搬器には広告物等の設置を認めないものとする。</p> <p>建築物は、山麓駅舎及び姿見駅舎以外には認めないものとする。</p> <p>従来からスキー利用がなされてきた経緯があり、現在利用されている4コースに限ってスキー利用をさせるものとし、Bコース及びCコースについては、高山植物及び湿原植物の保護のため、Bコースにあっては、通称Sカーブ地点で1.0メートル以上、かつ旧天女ヶ原駅脇で1.4メートル以上の積雪量、Cコースにあっては、天女ヶ原湿原で1.0メートル以上の積雪量をもって利用させるものとする。なお、コース整備については、圧雪車の使用を認めるものとするが、圧雪車の使用により、コース外の樹木を損傷することのないよう十分に留意する。</p>

自動車運送施設	然別湖畔	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>十勝地方の拠点都市である帯広市から、当該地区への公共交通機関として、バス会社が路線を設置している。</p> <p>施設の規模は現状程度にとどめ、適切な維持管理を図るものとする。</p>
船舶運輸施設	然別湖周遊線	<p><指導方針・管理方針等></p> <p>然別湖畔温泉を基地として、然別湖上から周辺の自然探勝をすることを目的に然別湖を周回する航路で民間の船舶2隻が運行している。</p> <p>船舶運送に必要な施設である桟橋、休憩所、乗船券売場の規模は、湖畔の眺望を阻害しないため現状程度とする。</p> <p>また、遊覧船等の更新に際しては、然別湖のイメージを損なわないよう、原則単純なデザイン及び落ち着いた色彩のものを導入するものとする。</p> <p>遊覧船からの排水については、然別湖の水質を保全するため、適切に処理するものとする。</p>

(2) 許可、届出等取扱方針

1) 特別地域

特別地域における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」(令和4年4月1日付け環自国発第22040115号)第6に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準(以下「許可基準」という。)、同条第37項の規定に基づき環境大臣が定めた「大雪山国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」(平成12年8月15日付け環境庁告示第48号(糠平地区)及び平成14年6月13日付環境省告示第41号(然別湖畔地区))(※資料編参照)及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」(令和4年4月1日付け環自国第22040116号)において定める許可基準の細部解釈によるほか、下記の取扱方針により事業者等を指導するとともに関係機関との調整を図るものとする。

なお、特に風致景観の保護の必要が極めて高い4地区(※資料編参照)の行為については、本取扱方針の中で記述する方針に従うものとする。

ただし、本取扱方針で工法を限定しているものについて、本管理運営計画策定時以降開発された新工法については、この取扱に関わらず、その時点で個別に検討するものとする。

また、公園事業の執行として行われる行為については、本取扱方針を適用しない。

行為の種類	取扱方針
1. 工作物の新築等	
(1) 建築物	<p><審査基準></p> <p>①建築物のデザイン</p> <p>建築物のデザインについては、以下のとおりとするが、通常公園利用者の目に全く触れないなど、風致景観上支障を及ぼさないものについては、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none">・形態は単純を旨とする。・周囲の風致景観との調和を図るため、外部の材料は、自然材料(木材又は石材)を使用する。・10 m²以下程度の建築物を除き傾斜屋根(片流れを除く。)とする。・屋根の勾配は10分の2以上とする。・屋根の色彩は焦げ茶色とする。・壁の色彩は、茶色系、ベージュ、クリーム色系、灰色系、又はこれらの系統の中間色のうちから周囲の環境色に調和する色彩を選択する。ただし、周囲の環境色が特異であって前記の色彩では環境に調和しない場合及び他法令等の規定によりこれらの取扱いによることができない場合は、この限りでない。 <p>②附帯施設</p> <ul style="list-style-type: none">・取付道路及び駐車場については、「(2) 車道」の項及び7.(1)「公園事業取扱方針」の「1) 共通事項 6 附帯施設 ① 駐車場」(p43)の項の記述に準ずるものとする。・車庫、倉庫等小規模な附帯建築物は、原則主たる建築物と一体とし、やむを得ず別棟にする場合は主たる建築物の形態、材料及び

	<p>色彩と同様のものとする。</p> <p>＜配慮事項・指導方針等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・層雲峠集団施設地区若しくは糠平地区の行為の許可基準の特例区域内を除き、公共的建築物、公益事業に関連する建築物、農林水産業に付随する建築物及び工事用仮設建築物以外の新築を原則として認めない。 ・特に風致景観の保護の必要性が極めて高い4地区（※資料編参照）については、建築物の新築を原則許可しない。やむを得ず設置する場合は、主要公園利用施設から望見されないような配置とし、緑化修景措置等を講じる。 ・規模は必要最小限とする。公益上必要な建築物として施行規則第11条第1項第2号にただし書を適用する特別保護地区及び第1種特別地域内の建築物であっても第2種特別地域に定められたその他建築物の基準は最低限満たすものとする。 ・主要公園利用施設、公園計画道路に近接している場合は、利用施設又は道路から後退させることができない特別の理由がある場合を除き、原則として後退させることとし、利用施設又は道路から望見されないように修景植栽を実施する。
(2) 車道	<p>＜審査基準＞</p> <p>①法面等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設する法面の高さは最大でも13メートル以下に抑える。ただし、地形及び地質上やむを得ず大きな法面が出現することも考えられるため、短い区間でこれを超えることについては別途調整を図る。なお、周囲が二次植生であり、風致景観上、若しくは動物の生息等の点で特に問題がなく、容易に森林に復元可能と考えられる場合においては、この限りではない。 ・法面は早期に緑化することとし、周囲の森林の構成要素による森林化を図る（※資料編参照）。 ・地形が全体に急峻で法面を構造物で抑える必要がある場合は、木製法枠工又は軽量法枠工等、木本類による緑化が可能な工法を使用する。さらに急勾配でそれらの工法を使用できない場合は、フリーフレームを採用する。 ・落石防止網を使用する場合、網の色彩は、光沢のない灰色、焦げ茶色等、地肌の色彩を勘案し、目立たない色彩のものとする。 <p>②擁壁等構造物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周囲が良好な風致を維持している自然林である場合、又は景観保全上重要な箇所である場合若しくは動物の生息地として重要な箇所である場合は、法面を造成せず、擁壁等の構造物を使用して周囲の自然環境を保全する。ただし、公園利用施設から望見されないものについてはこの限りではない。 ・法面構造物及び落石防止柵の擁壁部分は、小規模で石積みが可能である場合は、石積みあるいは布団籠とし、ブロック積み又はコンクリート構造物を使用する場合は、表面には自然石を使用するか、自然石を模した仕上げとする。ただし、擁壁等構造物のうち公園利用施設から望見されないものについてはこの限りではない。 ・落石防止柵の柵部分は、焦げ茶色に塗装する。

- ・トンネルの露出部分は石張りとする。ただし、擁壁等の構造物を設置する車道が、通常、公園利用者の目に触れることが極めて少ない場合は、この限りでない。

③附帯施設

- ・標識は、安全確保のための注意標識及び分岐点での誘導標識等必要最小限とし、その形態等の詳細については、「5. 広告物等掲出設置又は表示」(p78) の項のとおりに取り扱う。
- ・安全柵を設置する場合は、自然石を使用した車止め形式のものが最も良いが、ガードケーブル又はガードレールでも可とする。ガードケーブルを使用する場合、支柱の色彩は亜鉛メッキ仕上げとし、主要公園利用施設から望見される場合は焦げ茶色に塗装する等周囲の景観を損なわないよう留意する。ガードレールを使用する場合で、主要公園利用施設から望見される場合は外側及び支柱を焦げ茶色に塗装する。

④残土処理

- ・残土は、国立公園外に搬出する。ただし、本国立公園内において許可等を得て行われる他の工事に流用する場合にあっては、この限りでない。

<配慮事項・指導方針等>

- ・林道・作業道等、施設への取付道路及び工事用仮設道路以外の道路は、原則として新設を認めない（ただし、拡幅や線形改良等は除く。）。特別保護地区及び第1種特別地域内においては、上記についても原則として新設を認めない。ただし、特別保護地区及び第1種特別地域を通過しなければ施業地へ到達できない場合は、この限りではない。
- ・地形測量を事前に実施し、工事による造成を最小限に抑えるため、曲線半径や道路勾配等は、原則現地地形に順応するよう設計し、法面や構造物（トンネルを除く。）が極力発生しないような線形とする。他法令の規定により道路規格の制限が定められていない場合は、道路設置目的に合わせて必要最小限の規格とする。
- ・主要公園利用施設からの景観保全に留意することとする。
- ・側溝の断面の高さや幅は必要最小限とし、素掘り側溝が好ましいが、コンクリート側溝の場合は、皿型等の小動物横断の阻害となるないものを検討する。トラフ型側溝の場合は、蓋を設置する。
- ・特に風致景観の保護の必要性が極めて高い4地区（※資料編参照）については、林道・作業道等及び工事用仮設道路以外の道路は原則として新設を許可しない。工事用仮設道路は工事終了後速やかに撤去し、地形を原状に復するとともに、周囲の植生と同種の植物により緑化する。

(3) 治山及び砂防施設	<p>＜配慮事項・指導方針等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・層雲峠峡谷地区以外の特別保護地区については原則として新設を認めない。主要公園利用施設からの展望方向にあり景観を著しく損なうもの、希少野生動植物の生息生育に重要な箇所、原始性の保たれた地域等、特別に景観及び自然環境保全が必要な箇所にあたるものについては原則として新設を認めない。ただし、防災上ほかに方法がなく、やむを得ず設置する場合は、景観及び自然環境の保全上、個別の実状に応じて必要な措置を講じる。 ・主要公園利用施設から望見可能な、比較的近距離の位置にダム、床固工等を設置する場合には、石材や木材等により修景する措置を講じる等、極力景観に配慮した仕上げとする。 ・魚類や両生類の生息に重要な箇所にダム、床固工等を設置する場合は、極力魚道の設置を行う等必要な措置を講じる。 ・特に風致景観の保護の必要性が極めて高い4地区（※資料編参照）については、周囲の景観に配慮した修景を極力実施し、かつ利用道路から望見されないように可能な限り修景植栽を実施する。
(4) 鉄塔・電柱	<p>＜審査基準＞</p> <p>①色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄塔の色彩は、主要公園利用拠点あるいは主要利用道路から望見される場合、近景であって森林内に納まる場合は焦げ茶色、スカイラインから上に出る場合は淡い灰色とする。 ・鉄塔に付属するアンテナの色彩は、本体の鉄塔に合わせることとし、局舎については、建築物の項のとおり取り扱う。 <p>＜配慮事項・指導方針等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送電鉄塔については、原則として増設を認めない。ただし、既存送電鉄塔の建替えに伴いルートを変更する場合は、この限りでない。 ・その他のアンテナ用、送信用鉄塔については、特別保護地区及び第1種特別地域内では、公共目的（国の機関又は地方公共団体が設置主体になる場合、国の機関又は地方公共団体の要請、要望に基づき、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設を整備する場合。）のもの以外は認めない。その場合、原則公園利用者から望見されない位置に設置するものとする。また、共架可能なものについては、極力共架を指導する。 ・電柱は、特別保護地区及び第1種特別地域への新設を認めない。その他の地域では、原則として主要公園利用施設及び公園事業道路から利用者の目にふれない位置に設置するものとし、やむを得ず設置するものについては極力木柱又は周囲の景観に溶け込むような色彩を施したコンクリート柱（又は鋼管柱）とする。 なお、電柱には広告物の掲出及び設置を認めない。 ・特に風致景観の保護の必要性が極めて高い4地区（※資料編参照）及び各集団施設地区内の電線及び電話線については、地形地質上技術的に不可能な場合を除き、地下埋設とする。既設のもの

	についても原則として、更新の際に地下埋設とする。
(5) その他	<p><配慮事項・指導方針等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外において自動販売機を設置する場合は、周囲の景観を損なわないよう留意し、修景植栽を実施する等必要な措置を講じる。 ・既存の自動販売機は極力近接の公園事業施設に併設するものとする。
2. 木竹の伐採	<p><配慮事項・指導方針等> (施業として行う伐採について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施業の実施に当たっては、伐採に伴い生じる土場、作業道及び架線が主要公園利用施設、主要公園道路又は主要山岳の山稜からの風致の保護上支障とならないよう配慮を求める。また、これら仮設物は作業後に撤去し、現状に復元させる。 ・作業を行う流域の下流沿いに主要公園利用施設が設置されている場合又は湖沼に流れ込む流域である場合、若しくは両生類や水生昆虫等希少動物の生息が確認されている場合には、伐採の作業に伴う濁水の処理等に関して、森林管理者と公園管理者に連絡を取り、影響防止措置について適切に対応する。 <p>(施業以外の伐採について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他行為の関連行為として行われる伐採の場合、極力支障木を最小限とするようにし、景観の重要な構成要素である大径木あるいは風致的に価値のある木を可能な限り残存させる。 ・シマフクロウ、キンメフクロウ、ミュビゲラ、クマゲラ等、森林に依存している希少野生動物の保護のため、前3種にあっては生息が、クマゲラ等にあっては営巣木等が確認されるなど、生息等に関する情報があった場合には、速やかに森林管理者と公園管理者に情報を提供し、施業について対応を検討する。 ・特に風致景観の保護の必要性が極めて高い4地区（※資料編参照）及び各集団施設地区内においては、現状の風致景観の維持向上を図るため、伐採量を最小限に止めるとともに、伐採の方法について配慮するものとする。ただし、工作物（林道・作業道等を含む）の設置に伴う場合、危険防止上必要な場合、景観保全上必要な場合、施設管理上必要な場合、又は展望施設からの眺望の確保を図る場合であって、それぞれ必要最小限のものについては、この限りでない。
3. 土石の採取等	
(1) 温泉ボーリング	<p><審査基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ・温泉ボーリングについては、行為後に設置する予定の施設の風致景観上の影響を、ボーリングの許可の審査を行う際に併せて審査し、給湯管等関連施設が風致景観上支障のないものに限り認めるものとする。
(2) 調査ボーリング	<p><配慮事項・指導方針等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地熱発電を前提とした調査ボーリングについては、「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」（令和3年9月30日環自国発第2109301号）に沿って、個別に判断する。

(3) 採石	<p>＜審査基準＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川砂利の採取を行う場合は、次の各要件をすべて満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 利用施設及び主要利用道路から望見されない位置であること。 (イ) 作業を行う箇所の下流部 2 キロメートル以内の河川沿いに主要公園利用施設（大函、小函、銀河流星の滝、天人峡及び然別峡における利用施設）がないこと。 (ウ) 湖沼（然別湖等自然湖沼並びに利用施設が湖畔に設置されている大雪ダム及び糠平湖）に流れ込む河川の流域において、湖沼から 2 キロメートル以内の場所でないこと（ただし、地質や実績等から濁水が発生しないことが明らかである場合を除く。）。 (エ) 希少両生類、希少水生昆虫、希少魚類（ミヤベイワナ等）等希少動物の生息が確認されている流域でないこと。 ・砂防ダム等の湛水区域内において砂利採取を行う場合については、上記（ア）～（エ）の各要件を満たす必要はないものとするが、濁水を原則として発生させないための措置を講じる。
4. 水位水量の増減	<p>＜審査基準＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、計画の実施について了承しているもの以外原則として認めない。 ・既存の水利用のために水位水量を増減させる場合は、原則として従前のとおり更新するものとするが、自然環境や景観への悪影響が認められた場合は、調査を実施した上で計画の変更を検討する。
5. 広告物等の掲出 設置又は表示	<p>＜審査基準＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支持物（支柱、台座等）には、自然材料を用いることとするが、積雪等湿潤環境その他厳しい気象条件下にあり、施設の耐久性、安全性、性能の維持を図るために必要な場合は、耐久性の高い人工材料を用いることができるものとする（ただし、自然景観に配慮した色彩、形状のものに限る。）。なお、裏側についても利用者の目に触れやすい位置に設置する場合には、木材を張るなどの措置をとる。 ・表示面に使用する色彩は原則として茶色（木材及び石材の場合は素材色も可）、白色又は黒色を使用すること。それ以外の色彩を使用する場合は、2種類以下とし、使用する色彩は周囲の自然景観になじまないものを避け、表示面の地色には使用しないものとする。絵図面等を用いる場合は例外的にこれ以上の色数の使用を認める。ただし、色彩について地区毎に別途統一的に定める場合はこの限りでない。 <p>＜配慮事項・指導方針等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有者等の表示のために設置する場合は、数量を抑制する方向で検討し、誘導看板については極力集合看板とする。 ・営業及び事業敷地以外のものについては、設置者を明記し、老朽化、破損等した場合は撤去又は補修する等適切に管理する。

6. 土地の形状変更	<p><審査基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地造成、宅地造成及び廃棄物処理場の造成は認めない。
7. 植物の採取又は損傷、落葉落枝の採取、動物の捕獲又は殺傷及び動物の卵の採取又は損傷	<p><審査基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国的又は地域的に絶滅のおそれのある種については、保護増殖に資する場合を除き、採取、損傷、捕獲及び殺傷を許可しない。 ・採取、損傷、捕獲及び殺傷する数量については、調査研究の目的の範囲内で必要最小限とし、可能な限り地区を分散して採取及び捕獲するものとする。 <p><配慮事項・指導方針等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園利用者の多い時期や多い地区での採取、損傷、捕獲及び殺傷を避ける。 ・採取、損傷、捕獲及び殺傷をする者は必ず許可証を携行し、許可を受けていることが公園利用者に分かるよう、腕章等を着用する。

2) 普通地域

普通地域内の要届出行為のうち、下記の行為について取扱方針を定める。

行為の種類	取扱方針
1. 工作物の新築等	
(1) 工作物	<p><配慮事項・指導方針等></p> <p>廃棄物処理場の建設については、風景に与える影響が大きいことから原則として行わないものとする。</p>
(2) 建築物	<p><配慮事項・指導方針等></p> <p>建築物の高さは原則として 20 メートル以下とする。また、廃棄物処理場の建設については、風景に与える影響が大きいことから原則として行わないものとする。</p>
(3) 道路	<p><配慮事項・指導方針等></p> <p>分譲別荘地は風景に与える影響が大きいことから、分譲別荘地開発のための道路の設置を原則として行わないものとする。</p>
2. 土石の採取及び土地の形状変更	<p><配慮事項・指導方針等></p> <p>河川砂利の採取以外の露天掘りによる採石については、面積が 1 ha 以上のもの、さらに 1 ha 以下であっても、風景に対して影響が大きいものについては原則として行わないものとする。また、廃棄物処理場の建設については、風景に与える影響が大きいことから原則として行わないものとする。</p>
3. 広告物	<p><配慮事項・指導方針等></p> <p>いわゆる野立て看板については、原則として設置しないものとする。</p> <p>広告物の規模や意匠配色については、特別地域内の許可基準を準用する。</p>

8. 国立公園関係者の連携体制等に関する事項

(1) 地域の関係者の連携一協働型管理運営体制の維持

1) 大雪山国立公園連絡協議会

我が国の国立公園制度は、土地所有に関わらず区域を定めて指定し、公用制限を課す地域制の国立公園として発展してきました。これは、国立公園の管理運営において、環境省が広範な関係者と連携、調整を図りながら、協働による国立公園の管理運営を進めることを前提とした制度と言えます。

特に、近年、風致景観の保全については、気候変動等による変質する自然環境への対応、外来生物対策など、自然公園法に基づく許認可の運用だけでは対処できないこと、適正な利用の推進については、地域経済と密接な関係を持つ観光を担う民間団体や公園事業者等と協働しなければ実現できないことが認識されるようになり、全国の国立公園で協働型管理運営体制の構築が進められています。

大雪山国立公園においても、既存の大雪山国立公園連絡協議会（1993（平成5）年設立）が、2020（令和2）年6月に拡充、改組されて総合型協議会として位置付けられ、また、「大雪山国立公園ビジョン まもり、活かし、つなげよう みんなでつくる、世界を魅了する大雪山国立公園」が策定され、協働型管理運営体制が構築されました。

大雪山国立公園連絡協議会の拡充、改組にあたり、既存の環境省、北海道、市町に加え、他の関係行政機関、観光協会、交通事業者、自然保護団体、研究者が構成員に加わりました。また、同協議会のもとに、登山道維持管理部会が設置され、関係行政機関のほか、民間の維持管理関係団体、利用・環境教育関係団体、自然保護関係団体、調査・研究関係者・団体が参加し、本協議会及び部会により、官民連携の体制が構築されました。

総合型協議会としての大雪山国立公園連絡協議会の役割は、大雪山国立公園における山岳地域の荒廃、利用拠点の低迷といった課題を目に見える形で解決し、大雪山の自然環境が守られ、より豊かなになった国立公園、魅力を活かし、質の高い利用体験ができる国立公園など、大雪山国立公園ビジョンを実現することを目的として、大雪山国立公園全体を対象とした方針、計画等を検討、策定し、それを実行していくことです。

大雪山国立公園連絡協議会には、国立公園に関する主要な関係者がそろっており、これら方針、計画等の検討、策定、実行が効率的に実施できる体制となっています。大雪山国立公園ビジョン実現のために、協働型管理運営体制を維持、発展させていくことが必要であり、情報公開を積極的に進め、関係者参加し意見交換がしやすくなるよう様々な機会を確保します。

一方、大雪山国立公園には、大雪山国立公園連絡協議会以外に、特定地域を対象として、当該地域における個別の課題について協議するものとして、例えば、次のような協議会などがあります。

（施設や登山道の維持管理に関するもの）

上川地区登山道等維持管理連絡協議会、新得地区登山道等維持管理連絡協議会、然

別自然休養林保護管理協議会、美瑛富士トイレ管理連絡会、層雲峡地区自然ふれあい利用協議会、ひがし大雪自然館運営協議会など

(特定の課題について議論し、取組を実施するもの)

東川町大雪山国立公園保護協会、表大雪地域スノーモビル乗入れ規制調整会議、東大雪地域スノーモビル乗入れ規制調整会議、大雪高原温泉地区ヒグマ対策連絡会議、大雪山国立公園大雪高原温泉銀泉台地区自動車利用適正化対策協議会、十勝岳ジオパーク推進協議会、とかち鹿追ジオパーク推進協議会など

これらの個別の協議会は、広大な大雪山国立公園の中で特定の地域を対象としたものであり、その数も多いため、大雪山国立公園連絡協議会に組織上整理統合などすることなどは、それぞれの役割が異なることからも、また、費用対効果の観点からも、望ましいものではありません。

しかし、これらの協議会には、大雪山国立公園連絡協議会の事務局である環境省大雪山国立公園管理事務所をはじめとして、その構成員が参加しています。そのため、大雪山国立公園ビジョンや、大雪山国立公園連絡協議会の動きを、それぞれの構成員が浸透させる、または、個別の協議会の動きを必要に応じて大雪山国立公園連絡協議会で報告、共有するなど、協議会間の連携を図ることが重要です。

2) 関係省庁、自治体等との施策の連携

ア 国有林施策との連携

大雪山国立公園は、90%以上が国有林となっています。国有林の区域においては、その管理経営の方針と整合を図りながら、連携した公園管理を推進します。

国有林野施業実施計画では、施業、林道整備、治山等の各事項と並び、保護林及び緑の回廊の名称及び区域、レクリエーションの森の名称及び区域が定められています。大雪山国立公園においては、原生的な天然林を保存することにより自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等に資することを目的とする「森林生態系保護地域」、自然環境が十分保存された天然林を主体とした地域固有の生物群集等の保存を目的とする「生物群集保護林」、希少化し、遺伝資源の保護などが必要とされる「希少個体群保護林」、森林レクリエーションを楽しんでもらう「レクリエーションの森」、大雪山森林生態系保護地域と日高山脈森林生態系保護地域を結ぶ「大雪・日高緑の回廊」が設定されています。それぞれの国有林野施策と整合を図りながら連携した自然の保全と利用を図ります。

また、国有林の管理に関する法令を遵守することは、「5. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項」の各項に掲げる「保全方針」に基づき風致景観及び自然環境の保全を図る上でも重要であることから、関係法令の遵守について相互の連携を図ります。

さらに、登山道等施設の整備、維持管理に当たっては、土地使用許可申請、入林届などの手続きが必要な場合があります。登山道等施設の整備、維持管理の実施者は、森林管理署と連絡調整を密にし、必要な手続きが円滑に行われるよう努めます。

国有林内において、5（4）2）に記載する鳥類の生息や営巣が確認された場合に

は、森林管理者へ情報を提供し、施業の取扱等について調整を図り適切な対応を検討します。

イ 道有林施策との連携

大雪山国立公園は、約3%が道有林となっています。道有林の区域においては、その整備・管理の方針と整合をとりながら、連携した公園管理を推進します。

道有林の整備・管理計画においては、森林が優先して発揮すべき機能・担うべき機能の向上を目的に森林を区分し、適切な整備及び保全を図っています。大雪山国立公園においては、国土の保全と水資源のかん養を目的とした「水源涵養林」、国立公園特別保護地区により保全された区域の森林で、一部では原則として自然の推移にゆだねて生物多様性を保全することを目的とした「保健・文化機能等維持林」などが設定されています。それぞれの道有林施策と整合を図りながら連携した自然の保全と利用を図ります。

また、道有林の管理に関する法令を遵守するよう指導することは、「5. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項」の各項に掲げる「保全方針」に基づき風致景観及び自然環境の保全を図る上でも重要であることから、関係法令の遵守について相互の連携を図ります。

さらに、登山道等施設の整備、維持管理に当たっては、土地使用許可申請、入林承認申請などの手続きが必要な場合があります。登山道等施設の整備、維持管理の実施者は、上川総合振興局南部森林室と連絡調整を密にし、必要な手続きが円滑に行われるよう努めます。

道有林内において、5(4)2)に記載する鳥類の生息や営巣が確認された場合には、森林管理者へ情報を提供し、施業の取扱等について関係機関との調整を図り適切な対応を検討します。

ウ 天然記念物、文化財施策との連携

大雪山国立公園は、約10%強が特別天然記念物となっています。大雪山は、1971(昭和46)年に、学術上極めて貴重であるとの観点から、保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域である天然保護区域として天然記念物の指定を受けました。さらに、1977(昭和52)年にその価値が世界的にまた国家的に高いものとして特別天然記念物に指定変更され、区域に存在する動植物、地質鉱物等は厳重な自然の保護が図られています。大雪山国立公園の中でも特別保護地区と重複する地域が指定されており、原生的な自然の保護を図られています。

また、ウスバキチョウやダイセツタカネヒカゲ等の高山蝶やクマゲラ、イヌワシ、シマフクロウ等の鳥類が種として天然記念物に指定されているほか、1968(昭和43)年に然別湖のオショロコマ生息地が北海道の天然記念物に、1951(昭和26)年に羽衣の滝が北海道の史跡名勝に指定されています。

さらに、2015(平成27)年から、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産(Japan Heritage)」として認定し、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財群を総合的に活用する取組を支援する

取組が文化庁において開始されました。2018(平成30)年に大雪山国立公園の一部は、日本遺産「カムイと共に生きる上川アイヌ～大雪山のふところに伝承される神々の世界」として認定されました。

国立公園内において、これらの天然記念物、文化財の適正な保護が図られるよう関係機関と連携して対応していきます。

また、天然記念物、文化財施策に関する法令を遵守するよう指導することは、「5. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項」の各項に掲げる「保全方針」に基づき風致景観及び自然環境の保全を図る上でも重要であることから、関係法令の遵守について相互の連携を図ります。

さらに、登山道等施設の整備、維持管理に当たっては、天然記念物の現状変更申請などの手続きが必要な場合があります。登山道等施設の整備、維持管理の実施者は、各市町及び北海道の文化財保護担当部局と連絡調整を密にし、必要な手続きが円滑に行われるよう努めます。

エ　関係自治体との連携

過去に、国立公園の管理運営に地方自治体の考え方が反映されにくくと認識されてしまい、一部の地方でその問題が顕在化したこともありました（「国立公園における協働型運営体制のあり方検討会－中間取りまとめ－」（2012（平成24）年3月23日）などを参照）。このことは、全国的に協働型管理運営体制の構築が進められるようになった背景のひとつとなりました。

一方、大雪山国立公園において、協働型管理運営体制が構築できた要因のひとつには、国立公園における取組が、自治体が抱えている地域課題の解決にも寄与するという点を重視したことが挙げられます。

引き続き、国立公園の管理運営を通じて地域社会の課題解決に貢献できるよう、構想力、調整力を發揮し、自治体との良好な関係を維持し、協働型管理運営体制の最も重要な基盤として、連携を一層深めることが重要です。

オ　その他の枠組みとの連携

大雪山国立公園における風致景観の保全、適正利用の推進に関する他の枠組みとしては、日本ジオパーク（日本ジオパークネットワークによる。）が挙げられます。現在、とかち鹿追ジオパーク（及び十勝岳ジオパーク）が認定済で、美瑛及び上富良野地域、旭川周辺地域において検討が進められています。

また、「景観法」に基づく景観計画では、建築物の建築等の届出行為について景観形成基準を定めて良好な景観の形成を図ることができます。大雪山国立公園では、集団施設地区における良好な街並み形成に活用できる可能性があるため、国立公園の景観の保護について連携を図ります。

その他、2018（平成30）年4月に閣議決定された第五次環境基本計画に基づく「地域循環共生圏」、その他のさまざまな枠組みについて大雪山国立公園ビジョン実現の観点から有効なものについては、積極的に活用し、それらの施策と連携することが期待されます。

3) 研究者その他関係者との連携

大雪山国立公園を対象とした自然科学、社会科学、人文科学などの研究が進められることは重要であり、大雪山国立公園の管理運営においても、研究の成果を活用し、科学的根拠をもった取組が進められることになります。

これまで、大雪山国立公園研究者ネットワークがあり、拡充、改組前の大雪山国立公園連絡協議会と連携した取組が進められてきましたが、近年では、各研究者の所属機関の業務が多様化するなど研究環境の変化によりネットワーク組織を維持することが難しくなったこと、特に自治体に研究の意義が伝わりにくく感じられてしまったことなどから、十分な活動ができていないのが実情です。

そのため、当面の間、大雪山国立公園連絡協議会登山道維持管理部会における研究報告会などの取組を継続しつつ、大雪山国立公園と研究者との連携について、今の時代に相応しい連携のあり方を引き続き模索、検討していくことが必要です。

(2) 利用者と管理運営主体との連携－管理運営への利用者の参加

大雪山国立公園ビジョンを実現するためには、このビジョンが利用者と共有され、利用者が国立公園の管理運営に参加することが重要です。

これまで、大雪山国立公園の山岳地域における管理運営は、公的資金による事業を基本として、現地の作業については自治体等の行政機関と関係が深い山岳会等の組織力に頼ってきたと言えます。

しかし、①大雪山国立公園の登山道の約75%は保全上の課題がある区間とされ、対処すべき荒廃の規模が極めて大きく、仮に上記の従前の体制が十分であっても対応しきれるものではありません。②その上、近年社会の人口が減少して高齢化が進み、より多くの公的資金を社会保障関係費用に充てる必要が生じ、山岳会等の会員も高齢化し作業の担い手も不足してきました。

今後も、投入できる公的資金は減少することが見込まれますが、大雪山国立公園を適切に管理運営することにより、価値の高い自然環境を将来世代まで継承することはすなわち国民全体が利益を享受するということであり、また、国立公園の山岳地域の施設は社会資本であるという側面があるため、その整備や維持管理に一定の公的資金は必要です。

しかし、大雪山国立公園を利用することに起因して生じる課題への対応や、利用者のニーズに合わせたきめ細やかで質の高いサービスの提供といった部分については、利用者自身でよりよい利用環境をつくることも必要であると考えられます。

そこで、大雪山国立公園では、利用者が国立公園の管理運営に参加し、利用者とともに大雪山国立公園ビジョンを実現することを目指します。

利用者の参加方法には、補修や維持管理作業などへのボランティアとしての参加、協力金の支払い、寄付、大雪山国立公園連絡協議会登山道維持管理部会に参加している登山道等の維持管理を行う民間団体の支援など、多様な方法が考えられます。

特に、協力金については、大雪山国立公園連絡協議会において、協力金に関する取組方針を検討し、個別の地域での具体的な協力金收受を開始するなど、協力金を通じた利用者の国立公園管理運営への参加機会を設けることが重要です。

(3) 大雪山国立公園と周辺地域との連携

大雪山国立公園を訪れる者は、その前に、周辺地域の中核都市（旭川市、帯広市）に滞在したり、大雪山国立公園の関係市町においてもその市街地に滞在したりすることが一般的であると考えられます。これらの機会に、大雪山国立公園利用に関する情報発信が利用者に適切に届けば、国立公園利用の利便性が大きく向上するものと考えられます。

特に今後、上記（2）のような利用者の管理運営への参加を進める場合は、利用情報だけでなく、国立公園の魅力や取組などの多様な情報を、国立公園周辺地域にも届け、国立公園を利用する前の時点で取組に関する理解を得ることが必要です。

このため、大雪山国立公園周辺地域と連携し、インターネットや SNS も活用した情報発信が重要となってきます。

また、上記（2）の利用者の管理運営への参加に加え、より幅広い事業者や団体との連携も考えられます。例えば、大雪山国立公園で行われる活動の認定等（パートナーシップ）の検討も考えられます。こうしたアイディアは協力金や寄付の普及など、実施する効果が最大限高まる機会、内容を十分に検討して、実施していくことが重要です。

9. その他及び参考事項

(1) 管理運営計画の見直し

管理運営計画の運用状況について、大雪山国立公園連絡協議会に共有を図り各取組状況について評価を行い、その見直しに関しては、大雪山国立公園連絡協議会におけるビジョン等の変更、または、公園計画の見直しの機会に行うことと基本とし、部分的な変更については、地域の実情を踏まえ、必要に応じ隨時検討を行うこととします。

(2) 関係資料

資料編のとおり。

(資料編は省略)